

# とちぎ食の安全・安心・信頼性 の確保に関する基本計画 (4期計画)

(令和3(2021)年度～7(2025)年度)

栃木県



はじめに

「食」は、私たちが健康で豊かな生活を送る上で欠くことのできないものであり、食の安全を確保することは県政の基本的な課題の一つです。

また、本県は、全国でも有数の農業県であり、「ものづくり県」でもあることから、安全で信頼性の高い県産農産物や県産品の提供は、ブランド力の強化につながりひいては、販路開拓や輸出の拡大にもつながると考えています。

県では、これまで、食品の生産から消費に至る各段階の安全性と信頼性を確保するため「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に進めて参りました。

一方、食の多様化やグローバル化の進展により食への関心は高まっており、また、大規模な食中毒の発生や異物混入といった食の信頼を揺るがすような事件が依然として起きていることから、食の安全性と信頼性の確保に向けた対策を更に進めていく必要があります。そのため、令和3(2021)年度からの5か年間の計画期間とする新たな基本計画を策定いたしました。

この計画では、食品の衛生管理をより確実なものとするため、生産現場におけるGAP(農業生産工程管理)の実践を推進するとともに、食品等事業者のHACCP(ハサップ)による衛生管理の定着を促進させることにより、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指して参ります。また、県民一人ひとりが正しい知識を持って、生産から消費に至る各段階への理解を深めていくことが、食に対する不安の解消や安心感の醸成につながるものと考え、消費者、生産者や食品等事業者、行政の相互理解の促進に引き続き取り組んで参ります。

食の安全を確保するためには、事業者そして消費者である県民の皆様と協働して各種施策に取り組んでいくことが大変重要であると考えていますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和3(2021)年3月

栃木県知事 福田 富一

# 目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	
3	計画の期間	
4	計画の基本的な考え方	2
5	施策の体系と展開(イメージ図)	
6	施策体系一覧	3
7	目標値一覧	4
8	施策の体系と展開	
	基本目標1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保	
	(1)生産段階での安全確保	
	①安全で、環境に調和した農産物の生産の推進	5
	②安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進	7
	③安全で、環境に調和した水産物の生産の推進	9
	④安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進	10
	(2)製造・加工・流通・販売段階での安全の確保	
	①食品等事業者による衛生管理の推進	11
	②食品等事業者に対する監視指導の充実	13
	基本目標2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化	
	(1)体制の充実及び関係機関の連携強化(平常時の対応)	
	①食品安全行政の総合的な推進(放射性物質対策を含む)	15
	②監視指導体制及び検査体制の充実・強化	17
	③事業者が安全な食品を生産、製造するための技術開発と研究の推進	19
	(2)健康被害の未然防止や拡大防止	
	①健康危機管理体制の強化	20
	基本目標3 消費者の食に対する信頼性の確保	
	(1)消費者、事業者、行政間の情報の共有	
	①消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進	21
	②消費者相談体制の充実・強化	23
	(2)消費者、事業者、行政間の相互理解の促進	
	①消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援	25
	②環境に配慮した消費活動の推進	27
	資料	
	用語の解説	29
	SDGsの達成に向けた取組	39
	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例	40
	とちぎ食の安全・推進会議規則	44
	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(4期計画)策定過程	45
	とちぎ食の安全・安心推進会議委員名簿	45
	食に関する相談窓口一覧	46

# 計 画 本 編

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本的な考え方
- 5 施策の体系と展開(イメージ図)
- 6 施策体系一覧
- 7 目標値一覧
- 8 施策の体系と展開

## 1 計画策定の趣旨

本県においては、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」を平成20年3月に策定し、平成23年11月に放射性物質に対する施策を追加するなど見直しを経て、これまで3期計画(平成28年度から令和2年度)により、各種施策を総合的かつ計画的に取り組んできたところです。

しかしながら、例年、食中毒の発生や食品の不適正な表示などにより、食品の安全性に対する信頼を損なう問題が後を絶たない状況です。また、食を取り巻く状況においては、食のグローバル化、外食産業の需要の増加や健康意識の高まりなど大きな変化が見られています。

このため、食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据えながら、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指し4期計画を策定するものです。

### ○条例の基本理念(第3条)要旨

1. 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、県、事業者が必要な措置を講ずる。
2. 県、事業者、県民が、それぞれの責務、役割を果たし、相互の信頼の下に取り組む。
3. 科学的知見に基づき、県が国、市町村と連携協力して適切な施策を講ずる。
4. 県、事業者の積極的な情報の公開及び県民との意見交換等による情報の共有化を推進して、共通認識の形成を図る。
5. 食品の生産の方法及び流通の過程において、循環型社会の視点に配慮する。

## 2 計画の性格

この計画は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例第8条に基づく食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画です。

栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」や栃木県農業振興計画等と整合性の取れた計画です。

また、この計画は「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に資するものです。

エス・ディー・ジーズ

S D G s : 2015年9月の国連サミットで定められたSustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、2030年までに解決を目指す17個の世界共通の目標のことです。

## 3 計画の期間

この計画は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5か年を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や制度改正によって、見直しが必要になった場合には随時適切な見直しを行います。

## 4 計画の基本的な考え方

3期計画に基づき、生産から消費に至る各段階で関係機関連携のもと、全庁横断的に食の安全確保に関する施策を推進してきたことから、これまでの施策の継続を基本としつつ、食の安全・安心に係る情勢の変化や国の施策等を踏まえ、より一層、食の安全・安心・信頼性を確保するため、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保
 

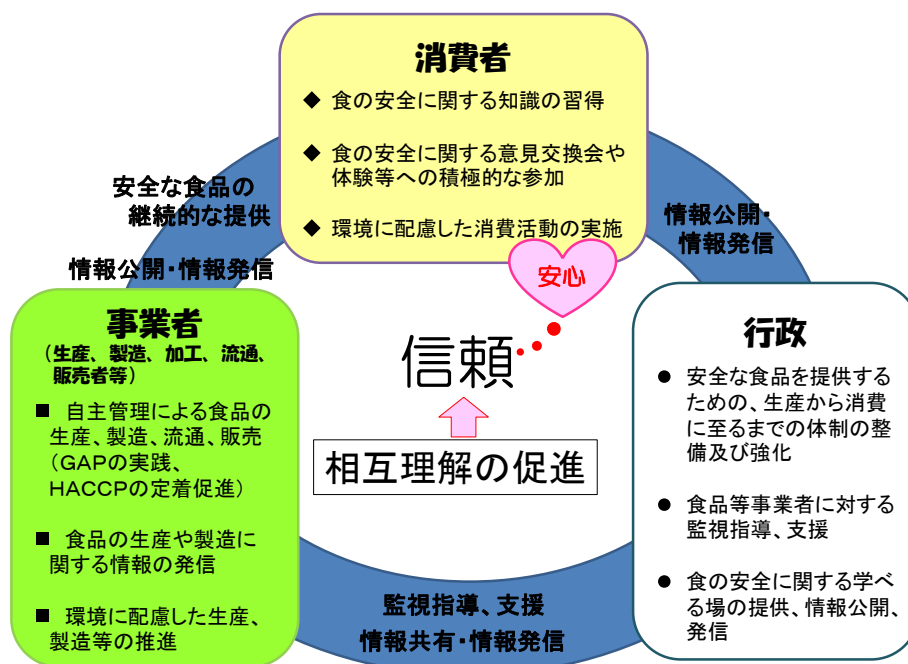
食品の安全性を確保するため、事業者による自主的な取組を推進するとともに、行政による監視指導等により食品の安全性と信頼性を確保します。また、生産から販売に至る各段階において、環境に調和した事業の推進を図ります。
- 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化
 

総合的な食品安全行政を推進するため、庁内関係機関の連携を強化するとともに、監視指導體制の充実強化をはじめ危機管理体制の強化を図ります。
- 消費者の食に対する信頼性の確保
 

食品の安全性に対する県民の信頼を確保するため、消費者、事業者、行政等関係者間の情報共有及び相互理解の推進を図ります。

※事業者：本計画においては、農畜産物及び特用林産物の生産者及び食品の製造、加工、流通、販売等に係わる者とする。

## 5 施策の体系と展開（イメージ図）



# 施策体系一覧

基本目標		骨子 施策目標	施策の展開(個別事業)
1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保	(1)生産段階での安全確保	①安全で、環境に調和した農産物の生産の推進	1 GAPの実践による安全な農産物の生産促進 2 農薬の使用および販売者に対する監視・指導の実施 3 農薬使用に係る指導者の育成 4 農産物の生産履歴の記帳とトレーサビリティの推進 5 放射性物質対策による安全な農産物の生産促進 6 環境と調和した農業の推進
		②安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進	7 畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上 8 牛個体識別制度の円滑な推進 9 家畜生産現場への監視・指導の強化・充実 10 放射性物質対策による安全な家畜の生産促進
③安全で、環境に調和した水産物の生産の推進		11 養殖衛生管理の普及・指導の推進 12 放射性物質モニタリング検査の実施による水産物の安全性の確保	
④安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進		13 特用林産物の放射性物質対策による安全な生産促進 14 特用林産物の生産再開への支援	
	(2)製造・加工・流通・販売段階での安全確保	①食品等事業者による衛生管理の推進	15 HACCPに沿った衛生管理の定着促進 16 研修会等の支援による自主衛生管理の促進 17 給食施設における衛生管理の徹底及び食物アレルギー発生予防と発生時の体制整備 18 適正な食品表示の実施
		②食品等事業者に対する監視指導の充実	19 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施 20 計画的かつ効率的な食品表示監視指導の実施 21 いわゆる健康食品の監視指導強化 22 食品リコール制度の周知徹底
2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化	(1)体制の充実及び関係機関の連携強化(平常時の対応)	①食品安全行政の総合的な推進(放射性物質対策を含む)	23 総合的な食品安全行政の推進 24 食品安全管理体制の維持運営
		②監視指導体制及び検査体制の充実・強化	25 監視指導体制の充実・強化 26 検査体制の充実・強化 27 食の安全に係る職員の資質向上
		③事業者が安全な食品を生産、製造するための技術開発と研究の推進	28 安全で、環境と調和した農産物の生産に寄与する試験研究の推進 29 安全な特用林産物の生産に寄与する試験研究の推進 30 食品等事業者への食品安全のための技術支援
	(2)健康被害の未然防止や拡大防止	①健康危機管理体制の強化	31 健康危機管理体制による緊急事態への迅速な対応 32 食品リコール制度の運用
3 消費者の食に対する信頼性の確保	(1)消費者、事業者、行政間の情報の共有	①消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進	33 消費者の学べる場の提供促進(消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施) 34 地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援 35 食品安全に関する情報共有の推進 36 消費者への行政検査情報発信の推進
		②消費者相談体制の充実・強化	37 食の安全・安心に関する相談体制の充実 38 食の安全・安心に関する相談体制の強化
	(2)消費者、事業者、行政間の相互理解の促進	①消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援	39 リスクコミュニケーションによる相互理解の促進 40 食に関する体験機会の拡大 41 地産地消の促進 42 食品ロスの削減促進(行政、事業者の取組) 43 食品廃棄物等の有効活用による資源循環への取組促進
		②環境に配慮した消費活動の推進	44 食育による食に感謝する心の醸成への取組の促進 45 消費者の行動変容を等を通じた食品ロスの削減促進

\* 食品等事業者：本計画においては、食品の採取、製造、輸入、加工、調理、運搬、販売等に係わる者とする  
 なお、食品表示法に関する項目については「食品関連事業者等」と読み替える。



目標値一覧

基本目標	指標名 ※ 指標名前の「新」「継」「変」は前計画からの「新規」「継続」「変更」の別	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の 考え方
<b>基本目標1 生産から販売に至る各段階に至る各段階における食の安全の確保</b>				
<b>(1)生産段階での安全確保</b>				
<b>①安全で、環境に調和した農産物の生産の推進</b>				
ア	継 県GAP規範に基づく取組及び農場点検を行う組織	29%	60%	取組む組織の割合を基準年から倍増させる
イ	継 農業使用者・農業販売者に対する立入検査数	205件	200件/年間	農業販売業者(約1000件)に対し、概ね5年に1回巡回
ウ	新 天敵農薬の使用面積	(R2年度) 1,059ha	1,300ha	年間50ha増やす
<b>②安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進</b>				
ア	継 動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数	204件	100件/年間	動物用医薬品の立入検査を重点化し、年間100件を指導
イ	継 HACCP方式に基づく管理手法の指導(農家指導実施件数)	15戸	15戸/年間	県内の農場HACCP取組農家数
ウ	継 人獣共通感染症のサーベイランスの強化(家さん飼養農場に対する高病原性鳥インフルエンザウイルス検査実施件数)	30戸	30戸/年間	対象農家(30戸)を毎年検査
<b>③安全で、環境に調和した水産物の生産の推進</b>				
ア	継 養殖等経営体に対する養殖衛生管理指導	(R2年度) 100%	100%/年間	全養殖等経営体(60)に対する検査の実施率
イ	継 各漁協管内における放射性物質モニタリング検査	100%	100%/年間	全漁協(21)管内に対する検査の実施率
<b>④安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進</b>				
ア	新 野生山菜・きのご販売所の巡回	(R2年度) 100%	100%/年間	巡回対象の販売所(R2時点で191ヶ所)全てを年1回以上指導
<b>(2)製造・加工・流通・販売段階での安全確保</b>				
<b>①食品等事業者による衛生管理の推進</b>				
ア	新 大規模事業者(HACCPに基づく衛生管理を実施する施設)への専門監視件数	20施設	20施設/年間	大規模事業者(約100件)を対象に5年間で全施設の監視指導を実施する
イ	新 小規模事業者(HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設)のHACCPの取組具合の確認(点検5項目)	—	平均4項目以上の実施	点検5項目に対する取組具合を年度で評価する
ウ	新 保育所等の施設指導を通じた食物アレルギー発症時の緊急対応に係わる体制整備支援	—	100%/年間	施設指導時に体制整備に係る支援を行った割合
エ	新 学校給食関係者対象の衛生管理や食物アレルギーについての研修の実施	—	年1回以上	栄養教諭、学校栄養職員、給食主任等対象に実施
<b>②食品等事業者に対する監視指導の充実</b>				
ア	継 食品関係施設に対する監視指導	109% (指導件数14,564件)	100%/年間	栃木県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導件数、検査件数に対する達成率
イ	継 食品表示合同監視指導	112% (指導件数96店舗)	100%/年間	
ウ	継 食品検査の実施	104% (検査数3,504件)	100%/年間	
<b>基本目標2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化</b>				
<b>(1)体制の充実及び関係機関の連携強化(平常時の対応)</b>				
<b>②監視指導体制及び検査体制の充実・強化</b>				
ア	変 残留農薬一斉分析における検査項目数の維持	270項目以上	270項目以上	国内及び海外で主に使用されている農薬の項目数
イ	新 食品表示関係者会議等での事例検討会の実施	—	年1回以上	食品表示関係職員の資質向上と監視体制の充実強化を目的として実施
<b>基本目標3 消費者の食に対する信頼性の確保</b>				
<b>(1)消費者、事業者、行政間の情報の共有</b>				
<b>①消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進</b>				
ア	新 食の安全に関する情報発信回数	—	50回以上/年間	週1回以上の発信
イ	変 県内小中学校を対象とした講習会の実施市町数	—	5市町/年間	宇都宮市を除く24市町を5年で一巡する

# 基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

## (1) 生産段階での安全確保

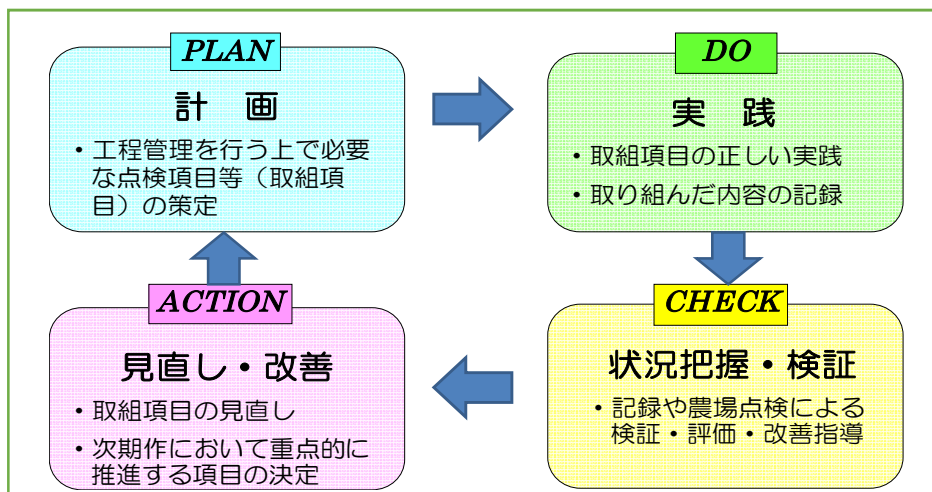
### 【施策目標】 ① 安全で、環境に調和した農産物の生産の推進

農産物の生産において、GAP(農業生産工程管理)<sup>\*1</sup>の実践により、農薬の適正な使用などを徹底し、農産物の安全性向上を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用低減、地球温暖化防止や生物多様性の維持・向上にも配慮した、安全で環境と調和した農産物の生産を推進します。

### 【現状と課題】

- 農薬の適正使用や農産物の衛生管理等による安全・安心な農産物供給の取組が進められており、本県は全国に先駆けて GAP（農業生産工程管理）を推進してきました。今後は GAP の実践をより確実なものとするため、農場や産地での客観的な点検（農場点検）の導入による更なる安全性の確保を目指す必要があります。
- 生産者においては農薬の不適正な使用や保管、販売業者では帳簿の備え付けや届出事項の不備等の事例が見受けられることから、定期的に立入検査を実施し、生産者に対しては農薬の適正な使用、農薬販売者に対しては農薬の適正販売を指導する必要があります。
- 農薬の適正な使用を推進し、農薬使用に伴う農作物や人畜等に対する危害防止及び自然環境の保全を図るため、農薬の使用や管理を指導・助言できる人材を育成する必要があります。
- 肥料・農薬使用履歴の記帳は、講習会等での生産者への指導により、多くの生産者に浸透してきていますが、依然として使用履歴の記帳が十分ではない例も散見されており、継続して指導する必要があります。
- 生産者等に対して米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律<sup>\*2(1)</sup>(平成 21 年法律第 26 号))の理解促進を継続する必要があります。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故から 10 年が経過しており、現在、一部の林産物（野生きのこ等）を除き、農産物では放射性物質<sup>\*3</sup>の基準値超過による出荷制限はなくなりましたが、引き続き、放射性物質による農産物への影響を軽減する生産技術対策の導入支援と、放射性物質モニタリング検査の実施により放射性物質の低減状況を確認する必要があります。
- 農業分野においても環境に配慮した取組を一層推進することが求められており、「環境保全型農業」と「地球温暖化防止」、「生物多様性の維持・向上」に向けた取組を推進する必要があります。

### ◇GAP の PDCA サイクル



## 【施策の展開（個別事業）】

- 1 GAP の実践による安全な農産物の生産促進（経営技術課）
  - GAP 指導者の養成
  - 「栃木県 GAP 規範」\*4 に基づく実践と農場や産地への客観的な点検（農場点検）の導入による更なる安全性の確保
- 2 農薬の使用者及び販売者に対する監視・指導の実施（経営技術課）
  - 農薬の適正使用と販売の適正化の徹底を図ることを目的とした農薬使用者、農薬販売者に対する計画的な立入検査の実施
  - 農薬の適正使用を普及啓発するための農薬危害防止運動の実施
- 3 農薬使用に係る指導者の育成（経営技術課）
  - 農薬管理指導士\*5 の認定を通じた農薬の使用・管理に係る指導者の育成
- 4 農産物の生産履歴の記帳とトレーサビリティ\*2(2)の推進（経営技術課/農政課）
  - 農産物の生産履歴の記帳などの取組が遅れている生産組織への重点的な指導
  - 生産者、米穀流通事業者、小売業者等を対象にした米トレーサビリティ制度の理解促進
- 5 放射性物質対策による安全な農産物の生産促進（経営技術課/農政課）
  - 農産物における放射性物質の吸収抑制対策の導入支援
  - 県産農産物のモニタリング検査の実施
- 6 環境と調和した農業の推進（経営技術課）
  - 土壌診断に基づく適正施肥や総合的病害虫・雑草管理（IPM）\*6 などによる化学肥料・化学合成農薬の使用低減の取組支援
  - 生物多様性の維持・向上や地球温暖化防止にも配慮した農業技術の普及
  - 先進的な有機農業者と連携した支援体制の整備などによる有機農業\*7 に取り組みやすい環境づくり

## 【目標値】

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の 考え方
ア. 県 GAP 規範に基づく取組及び農場点検を行う組織	29%	60%	取組む組織の割合を基準年から倍増させる
イ. 農薬使用者・農薬販売者に対する立入検査数	205 件	200 件/年間	農薬販売業者(約 1000 件)に対して概ね 5 年に 1 回巡回
ウ. 天敵農薬の使用面積	(R2 年度) 1,059ha	1,300ha	年間 50ha 増やす

用語の解説：29 ページ参照

\*1 GAP(農業生産工程管理)

\*2(1) 米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)

\*2(2) トレーサビリティ \*3 放射性物質 \*4 栃木県 GAP 規範 \*5 農薬管理指導士

\*6 総合的病害虫・雑草管理（IPM） \*7 有機農業

# 基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

## (1) 生産段階での安全確保

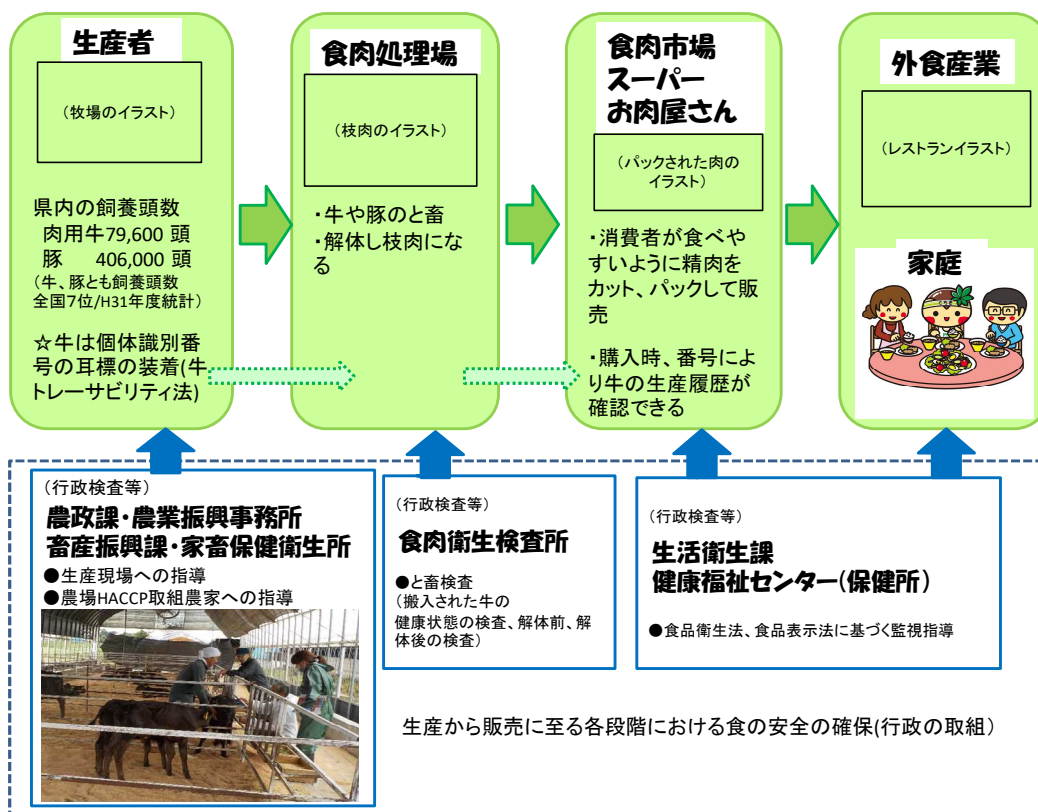
### 【施策目標】 ② 安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進

畜産物の生産において、家畜の飼養衛生管理<sup>\*1(1)</sup>の更なる向上、動物用医薬品の適正使用等を図ることにより、安全・安心で環境と調和した畜産物の供給を推進します。

### 【現状と課題】

- 高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に向け防疫体制の整備を図っています。引き続き、関係団体との連携や生産者への情報提供により、円滑な初動対応を行うための体制整備並びに防疫検査体制の整備と農場の飼養衛生管理レベルの維持・向上やHACCP方式等を活用した衛生管理方式の導入推進を図る必要があります。
- 各種疾病のまん延防止を図るため、牛個体識別制度<sup>\*2</sup>が一元管理されています。牛肉に対する消費者の信頼を確保するために、牛個体識別制度が確実に実施され、消費者に正確に伝達される必要があります。
- 抗菌性物質を家畜に長期間連続して使用すると、薬剤耐性菌<sup>\*3</sup>が出現し、獣医療だけでなくヒトの医療にも影響を及ぼす恐れがあることから、ヒトの医療への悪影響が起きないように、動物用医薬品<sup>\*4</sup>の適正使用を徹底するとともに、薬剤耐性菌の出現に関して、適正なリスク評価や管理をする必要があります。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年が経過しており、近年、畜産物から放射性物質の基準値超過はありませんが、放射性物質の基準値を超える畜産物の流通を防止するため、引き続き畜産物への影響を軽減する生産技術対策の徹底とモニタリング検査を実施する必要があります。

#### ◇食肉の流通のしくみ



## 【施策の展開（個別事業）】

- 7 畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上（畜産振興課）
- 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準\*1(2)の遵守の啓発・指導
  - 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン\*5に基づく HACCP 方式の考え方を取り入れた飼養衛生管理についての指導・普及・定着
- 8 牛個体識別制度の円滑な推進（畜産振興課）
- 関係機関と連携し、牛トレーサビリティ法に基づいた個体識別番号を付与した耳標の管理
  - 牛の飼養者等管理者の届出の支援と生産者に対する耳標の飼養地情報公表の指導
- 9 家畜生産現場への監視・指導の強化・充実（畜産振興課）
- 動物用医薬品や飼料の品質確認及び流通・使用の適正化について、販売業者や畜産農家などへの立入検査等の実施
  - 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病\*6の定期検査の実施
  - 人獣共通感染症のサーベイランス（定期的な検査等による感染動向の監視）や薬剤耐性菌の発現状況等調査による監視の強化
  - 県内で飼養されている家畜への薬剤使用履歴や家畜の糞便から検出される細菌の薬剤耐性についての定期的な調査の実施
- 10 放射性物質対策による安全な家畜の生産促進（畜産振興課/農政課）
- 放射性物質による畜産物等への影響を軽減する生産技術対策の徹底
  - 県産畜産物への放射性物質に対するモニタリング検査の実施
  - 放射性物質の基準値を超過した畜産物の流通防止

## 【目標値】

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の 考え方
ア. 動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数	204 件	100 件/年間	動物用医薬品の立入検査を重点化し、年間 100 件を指導
イ. HACCP 方式に基づく管理手法の指導（農家指導実施件数）	15 戸	15 戸/年間	県内の農場 HACCP 取得農家数
ウ. 人獣共通感染症のサーベイランスの強化（家きん飼養農場に対する高病原性鳥インフルエンザウイルス検査実施件数）	30 戸	30 戸/年間	対象農家(30 戸)を毎年検査

用語の解説：30 ページ参照

- \*1(1) 飼養衛生管理      \*1(2) 飼養衛生管理基準      \*2 牛個体識別制度      \*3 薬剤耐性菌  
 \*4 動物用医薬品      \*5 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン      \*6 監視伝染病



## 基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

### (1) 生産段階での安全確保

#### 【施策目標】 ③ 安全で、環境に調和した水産物の生産の推進

水産物の生産において、水産用医薬品<sup>\*1</sup>の適正使用等の養殖衛生管理<sup>\*2</sup>の更なる向上や放射性物質検査の徹底を図ることにより、安全・安心で環境と調和した水産物の供給を推進します。

#### 【現状と課題】

- 水産物の安全・安心を確保するため、養殖等経営体（養殖生産業者や漁業協同組合）に対し、魚病<sup>\*3</sup>や水産用医薬品に関する知識及び養殖衛生管理技術の普及啓発、指導の徹底を図る必要があります。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響で水産物の採捕が制限されている区域があることから、水産物の安全性を確保するため、放射性物質モニタリング検査の実施により、基準値を超える水産物等の流通を防止する必要があります。

#### 【施策の展開（個別事業）】

##### 11 養殖衛生管理の普及・指導の推進（農村振興課）

- 養殖現場における巡回指導の実施
- 県内の養殖等経営体の魚病発生状況や病原菌の薬剤感受性<sup>\*4</sup>等の把握
- 県内の養殖等経営体への魚類防疫対策や水産用医薬品の適正使用に関する普及・啓発

##### 12 放射性物質モニタリング検査の実施による水産物の安全性の確保（農村振興課）

- 県産水産物の放射性物質モニタリング検査の実施
- 放射性物質が基準値を超過した水産物等の流通防止

◇水産用医薬品の適正使用に関する研修会



#### 【目標値】

指標名(単位)	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の 考え方
ア. 養殖等経営体に対する養殖衛生管理指導	(R2年度) 100%	100%/年間	全養殖等経営体(60)に対する検査の実施率
イ. 各漁協管内における放射性物質モニタリング検査	100%	100%/年間	全漁協(21)管内に対する指導の実施率

用語の解説：30, 31 ページ参照

\*1 水産用医薬品    \*2 養殖衛生管理    \*3 魚病    \*4 薬剤感受性

## 基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

### (1) 生産段階での安全確保

#### 【施策目標】 ④ 安全で、環境に調和した特用林産物<sup>\*1</sup>の生産の推進

放射性物質対策のために特用林産物の生産において、栃木県きのこ生産工程管理基準（きのこ GAP）<sup>\*2</sup>の導入を通して、安全・安心で環境と調和した特用林産物の供給を推進します。

#### 【現状と課題】

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響で特用林産物の出荷が制限されている区域があることから、放射性物質モニタリング検査の実施により、基準値を超える特用林産物の流通を防止する必要があります。
- 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限区域の原木しいたけ生産者が、栃木県きのこ生産工程管理基準（きのこ GAP）を導入することで出荷制限が解除されていることから、きのこ生産者に栃木県きのこ生産工程管理基準（きのこ GAP）の導入推進を図る必要があります。
- 特用林産物の安全性を確保するため、放射性物質による特用林産物への影響を軽減する生産技術対策を徹底する必要があります。

#### 【施策の展開（個別事業）】

##### 13 特用林産物の放射性物質対策による安全な生産促進（林業木材産業課）

- 原木しいたけの出荷制限解除に向けた生産者支援（汚染されていない原木などの確保や生産施設の整備、生産工程管理の徹底など）
- 特用林産物への放射性物質モニタリング検査の実施
- 放射性物質が基準値を超過した特用林産物等の流通防止

##### 14 特用林産物の生産再開への支援（林業木材産業課）

- 安全・安心なしいたけを消費者に提供していくため、栃木県きのこ生産工程管理基準（きのこ GAP）に基づく栽培方法の普及と出荷制限の解除の推進



#### 【目標値】

指標名	現状 R2(2020)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の 考え方
ア. 野生山菜・きのこ販売所の巡回	100%	100%/年間	巡回対象の販売所(R2時点で191カ所)全てを年1回以上指導

用語の解説: 31 ページ参照

\*1 特用林産物      \*2 栃木県きのこ生産工程管理基準(きのこ GAP)

# 基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

## (2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保

### 【施策目標】① 食品等事業者による衛生管理の推進

HACCP<sup>\*1(1)</sup>に沿った衛生管理の定着を促進させるとともに、適正な食品表示の実施により、信頼される食品供給の推進を図ります。

### 【現状と課題】

- 食品等事業者が衛生管理を確実に実施するため、食品衛生法の一部改正により HACCP に沿った衛生管理が令和 3 (2021) 年 6 月から施行、義務化となりました。
- 食中毒<sup>\*2(1)</sup>による食品事故や規格基準違反、アレルギー<sup>\*3(1)</sup>表示の欠落等による健康被害や回収等を予防するため、食品衛生責任者<sup>\*4</sup>を中心に HACCP に沿った衛生管理を定着させ、食品等事業者として食品衛生に対する意識を高める必要があります。
- 農業の 6 次産業化<sup>\*5</sup>や農商工連携<sup>\*6</sup>による新たに食品加工や販売を行う取組が増えてきていることから、食品等事業者に対して安全な食品の提供について周知徹底を図る必要があります。
- 本県では、平成 17 年度から栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎ HACCP)<sup>\*1(2)</sup>を設け、県内食品等事業者の自主衛生管理の底上げを図っています。
- 給食施設<sup>\*7</sup>では、食事提供数が多いほか、乳児から高齢者までの幅広いライフステージを対象としており、抵抗力が弱い方も対象であることから、食中毒等の事故が発生した場合は、大規模かつ重篤な被害となる恐れがあります。給食関係者はもとより、給食に使用する食品の製造、運搬等に関わる全ての関係者が衛生管理の重要性を認識し、正しい知識をもとに食中毒防止に努めることが重要です。
- 給食施設において食物アレルギーによる事故の発生事例がみられます。このような中、平成 26 年 6 月「アレルギー疾患対策基本法」の施行により、保育所をはじめとする児童福祉施設や学校等には、各ガイドラインに基づく食物アレルギー<sup>\*3(2)</sup>に対応する安全な給食の提供が求められています。

### 【施策の展開（個別事業）】

#### 15 HACCP に沿った衛生管理の定着促進（生活衛生課）

- 食品等事業者への食品安全に関する情報提供と HACCP に沿った衛生管理の定着の促進
- HACCP 運用に関する相談体制の整備
- とちぎ食肉センターにおける海外への食肉輸出拡大に向けた HACCP 運用への助言指導
- 栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎ HACCP)の認証取得促進と制度の質の維持
- 「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報<sup>\*2(2)</sup>」等の自主衛生管理に資する情報の発信
- 食品衛生指導員<sup>\*8</sup>が行う食品営業施設への巡回指導等の自主活動の支援
- 食品衛生推進員<sup>\*9</sup>が行う食品衛生指導や食品営業者に対する自主衛生管理の指導、助言、普及啓発活動の支援

#### 16 研修会等の支援による自主衛生管理の促進（農政課/生活衛生課）

- 6 次産業化に向け新たに食品製造、加工に取り組む農業者等に対する支援
- 食品衛生責任者等に対する支援
- 栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎ HACCP)の認証取得を支援する研修会の実施

#### 17 給食施設における衛生管理の徹底及び食物アレルギー発生予防と発生時の体制整備（生活衛生課/健康増進課/学校安全課）



- 「大量調理施設衛生管理マニュアル\*10」等に基づいた衛生管理の実施
- 給食施設においては誤配、誤食などによる食物アレルギーの発生を防止するため、給食関係者を含む施設職員全員への各種ガイドラインの啓発と資質の向上の取組の実施
- 「学校給食衛生管理基準\*11」の趣旨徹底を図るため、学校給食施設の定期及び衛生検査の点検と衛生管理責任者（栄養教諭\*12等）の研修会等の実施
- 「学校給食衛生管理基準」等に基づく衛生管理の徹底を図るため、学校給食施設への指導者の派遣、改善指導の実施

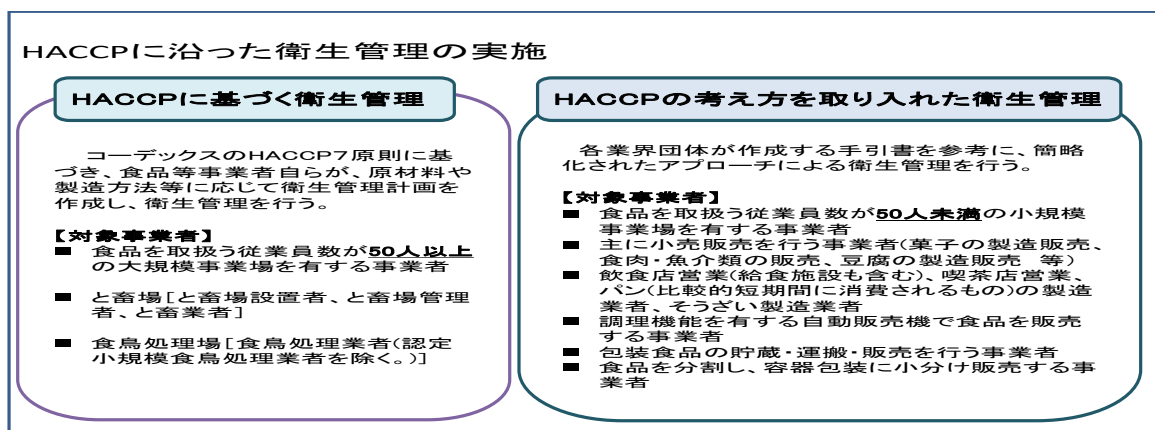
18 適正な食品表示の実施（生活衛生課/健康増進課/くらし安全安心課/農政課/産業政策課）

- 食品等事業者を対象とした研修会の開催、パンフレットの作成、配布
- フードバレーとちぎ推進協議会\*13など、県内の食品関連企業が所属する団体等と連携し、県産品の適正な食品表示の定着促進
- 販売されている食品の広告等において、健康の保持増進効果等についての虚偽又は誇大な宣伝を防止するための啓発

【目標値】

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の 考え方
ア. 大規模事業者(HACCPに基づく衛生管理を実施する施設)への専門監視件数	20 施設	20 施設/年間	大規模事業者(約 100 件)を対象に5年間で全施設の監視指導を実施する
イ. 小規模事業者(HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設)の HACCP の取組具合の確認(点検5項目*14)	—	平均4項目以上の実施	点検5項目に対する取組具合を年度で評価する
ウ. 保育所等の施設指導を通じた食物アレルギー発症時の緊急対応に係わる体制整備支援	—	100%/年間	施設指導時に体制整備に係る支援を行った割合
エ. 学校給食関係者対象の衛生管理や食物アレルギーについての研修の実施	—	年1回以上	栄養教諭、学校栄養職員、給食主任等対象に実施

◇HACCPの義務化(R3(2021).6.1から完全施行)



用語の解説:31,32,33,34 ページ参照

- \* 1(1) HACCP (ハサップ)      \* 1(2) 栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎ HACCP)
- \* 2(1) 食中毒 ●ノロウイルス      \* 2(2) 栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報      \* 3(1) アレルゲン
- \* 3(2) 食物アレルギー ●給食施設における食物アレルギー対応      \* 4 食品衛生責任者      \* 5 6次産業化
- \* 6 農商工連携      \* 7 給食施設      \* 8 食品衛生指導員      \* 9 食品衛生推進員      \* 10 大量調理施設衛生管理マニュアル
- \* 11 学校給食衛生管理基準      \* 12 栄養教諭      \* 13 フードバレーとちぎ推進協議会
- \* 14 点検5項目

# 基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

## (2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保

### 【施策目標】 ② 食品等事業者に対する監視指導の充実

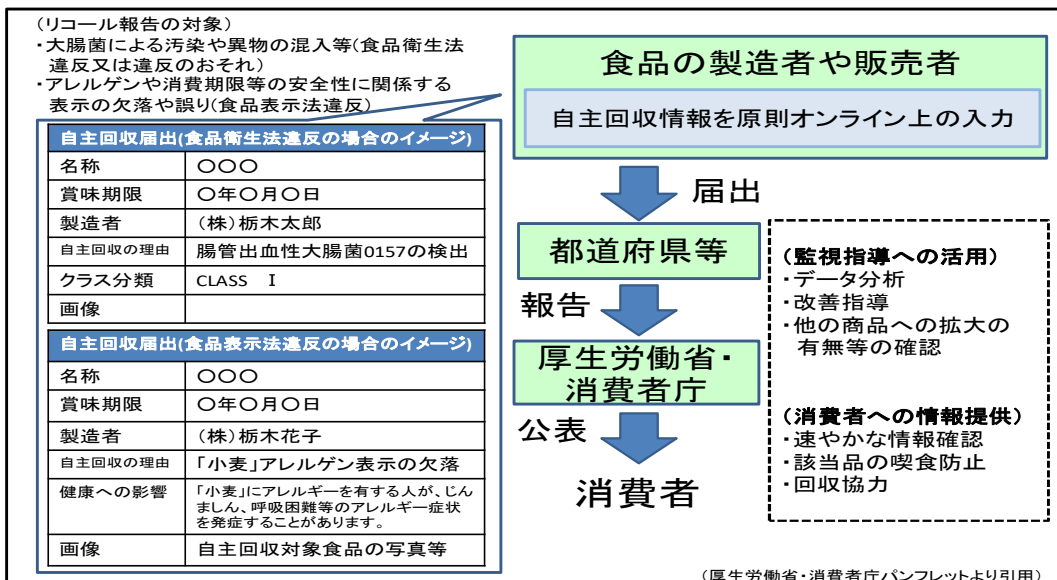
「栃木県食品衛生監視指導計画」等に基づき、重点的かつ効率的、効果的な監視指導に努めます。

### 【現状と課題】

- 食中毒の主な原因施設となっている飲食店や健康被害が大規模化しやすい給食施設に対して食中毒対策を強化する必要があります。
- 食品等事業者に対して HACCP に沿った衛生管理の定着に向けた監視指導と外部検証として食品検査を計画的に実施する必要があります。
- 腸管出血性大腸菌 O157<sup>\*1(1)</sup>、カンピロバクター<sup>\*1(2)</sup>などによる食肉の汚染を防止するためにはと畜場及び食鳥処理場<sup>\*2</sup>における食肉の処理を行う際の衛生管理の徹底が重要です。本県では令和(2020)2年度、県食肉衛生検査所が新たに設置され検査体制が強化されました。
- 基準以上の微生物や放射性物質の汚染、使用基準を超えた食品添加物などを含む食品等による食品の回収が起きていることから、計画的に流通食品の検査を行うことで、基準に合わない食品を排除し、不良食品による健康被害の防止に努める必要があります。
- 食品表示法<sup>\*3</sup>が令和2(2020)年4月から完全施行になりました。新たに加えられた原料原産地や栄養成分表示、改正となったアレルギーや添加物の表示等、適切な表示が求められます。
- 食品の表示は、食品表示法の他に健康増進法、不当景品類及び不当表示防止法など複数の法律により規制されていることから、事業者へ食品の適正表示について周知を徹底するとともに、関係部局がより連携し、表示不備による違反食品への監視を強化する必要があります。
- 食品衛生法、食品表示法の改正により食品リコール情報の届出が義務化されたことに伴い、食品による健康被害が発生した場合やそのおそれがある場合に、迅速に消費者への情報提供を行う体制を整備するよう、食品等事業者に対して周知徹底を図る必要があります。

### ◇食品のリコール情報の届出制度

#### ○食品事業者がリコール(自主回収)を行った場合の行政への届出の義務付け(R3.6.1～)



## 【施策の展開（個別事業）】

- 19 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施（生活衛生課/健康増進課/食肉衛生検査所/農政課）
- 栃木県食品衛生監視指導計画\*<sub>4</sub>に基づく、食品関係施設の監視指導の計画的かつ効果的な実施
  - 県内で製造又は流通する食品(輸入食品を含む)を対象とした製品の規格基準検査（成分規格、食品添加物、残留農薬、アレルギー等）等の実施
  - 食品衛生指導員が行う食品関係施設への巡回指導等の自主活動による HACCP に沿った衛生管理の定着
  - 給食施設指導事業と連携した施設への食中毒予防の啓発指導
  - と畜場での食用に供する全ての牛や豚などの検査の実施並びに必要な応じ牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査の実施
  - と畜場や食鳥処理場に対し、HACCP に基づく施設設備の適正な管理及び食肉の衛生的な取扱いの徹底等監視指導の強化
  - 県産加工食品等への放射性物質による影響の確認とモニタリング検査等の実施による基準値を超過した県産農産物等の流通防止
- 20 計画的かつ効率的な食品表示監視指導の実施（生活衛生課/健康増進課/くらし安全安心課/農政課）
- 栃木県食品表示適正化強化月間\*<sub>5</sub>(8月、12月)を中心とし関係機関と連携した食品表示の監視指導の実施
  - 関係法令等に基づいた適正な食品表示についての食品等事業者への周知
  - 販売食品の広告等において、健康の保持増進効果等についての虚偽又は誇大な宣伝を行う食品等事業者への指導の徹底
- 21 いわゆる健康食品\*<sub>6</sub>の監視指導強化（薬務課/健康増進課）
- 無承認無許可医薬品の流通や健康被害発生未然防止を図るため「いわゆる健康食品」の監視指導の実施
  - 健康増進法に基づく虚偽誇大表示の監視指導の実施
- 22 食品リコール制度の周知徹底（生活衛生課）
- 不良食品による健康被害の発生を防止するため、食品等事業者への制度の周知

## 【目標値】

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の 考え方
ア. 食品関係施設に対する監視指導	109% (指導件数 14,564 件)	100%/年間	栃木県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導件数、検査件数に対する達成率
イ. 食品表示合同監視指導 (健康増進法に基づく虚偽誇大表示の監視も同時に実施)	112% (指導件数 96 店舗)	100%/年間	
ウ. 食品検査の実施	104% (検査数 3,504 件)	100%/年間	

用語の解説:34,35 ページ参照

- \*1(1) 腸管出血性大腸菌 O157      \*1(2) カンピロバクター      \*2 と畜場及び食鳥処理場  
 \*3 食品表示法      \*4 栃木県食品衛生監視指導計画      \*5 栃木県食品表示適正化強化月間  
 \*6 いわゆる健康食品

## 基本目標 2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

### (1) 体制の充実及び関係機関の連携強化（平常時の対応）

#### 【施策目標】 ① 食品安全行政の総合的な推進（放射性物質対策を含む）

食品の安全確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部<sup>\*1</sup>」を中心として、総合的な施策の推進を図るとともに、部局横断的に問題の解決を図ります。

#### 【現状と課題】

- 健康危機管理は、発生時の迅速かつ的確な対応及び再発防止が重要であり、そのためには平常時から健康危機管理体制を整備しておく必要があります。
- 生産から消費に至るまでの食品の安全性確保のため、総合的な施策の取組と各部局の緊密な連携が求められます。
- 輸入食品の増加や食品流通の広域化に伴い、食品に起因する事件・事故が大規模化、広域化する傾向にあり、迅速に対応するため、平常時から国及び他自治体等との連携及び情報共有が重要となっています。

#### 【施策の展開（個別事業）】

##### 23 総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課/農政課/他）

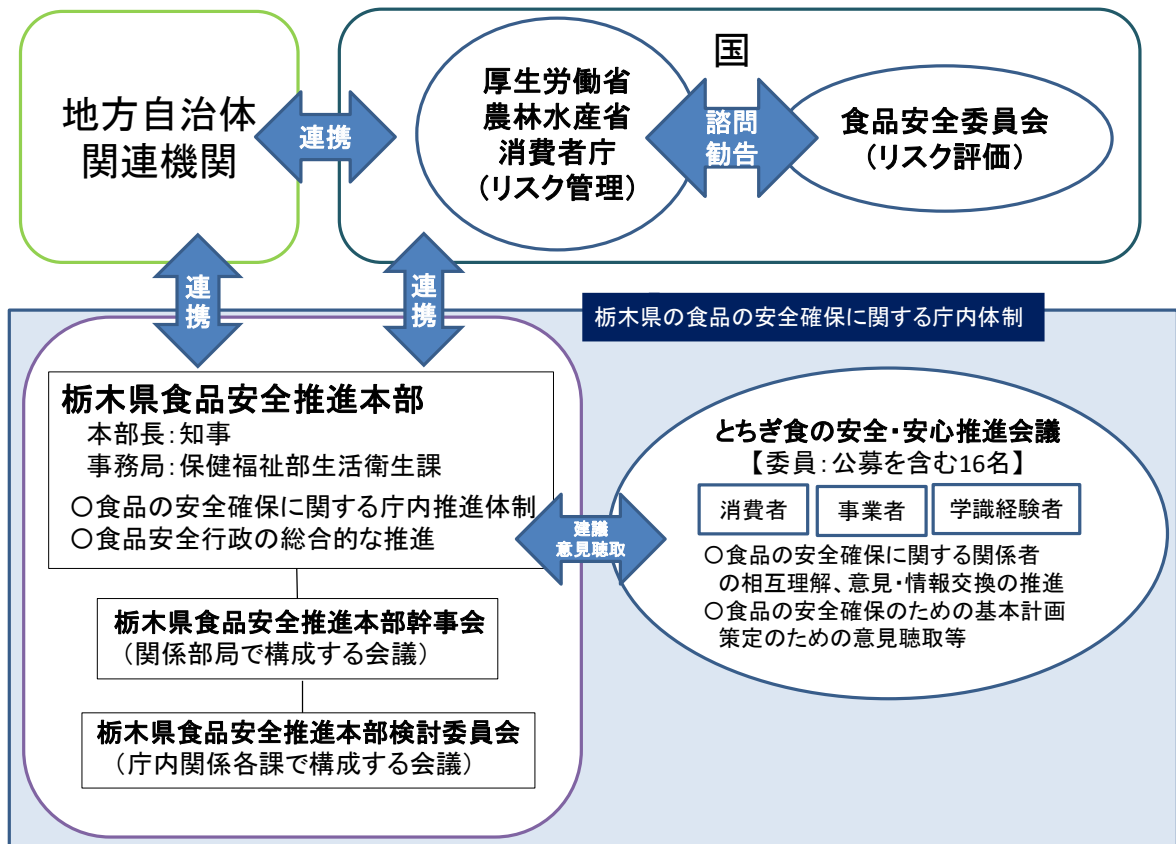
- 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づいた食品安全行政の推進
- 「とちぎ食の安全・安心推進会議<sup>\*2</sup>」の意見を踏まえた施策の推進
- 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」の策定並びに計画に基づく施策の実施
- 「栃木県食品衛生監視指導計画」の策定
- 施策提案制度<sup>\*3</sup>を活用した県民参加による食品安全行政の推進

##### 24 食品安全管理体制の維持運営（生活衛生課）

- 健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするため、栃木県食品安全推進本部を中心とした健康危機管理体制の整備及び平常時からの情報収集、関係機関との情報交換の実施
- 国（内閣府食品安全委員会など）や関係機関等からの食品安全に係る情報収集、他関係機関との情報交換や連携強化により食品を起因とする事件等の状況の変化に応じた柔軟な対応の強化
- 大規模な食中毒の発生時や輸入食品や広域流通食品による食品事故発生時の対応の整備（広域連携協議会<sup>\*4</sup>と連携した対応、食品リコール制度の運用）
- 県農産物等の放射性モニタリング検査や流通食品の検査によって食品の衛生基準を逸脱した食品等が発見された場合の流通を防止する体制の確保



◇食品安全行政の体系



◇とちぎ食の安全・安心推進会議



用語の解説:35 ページ参照

\* 1 栃木県食品安全推進本部

\* 2 とちぎ食の安全・安心推進会議

\* 3 施策提案制度(条例第 19 条に基

づく制度)

\* 4 広域連携協議会

## 基本目標 2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

### (1) 体制の充実及び関係機関の連携強化（平常時の対応）

#### 【施策目標】 ② 監視指導体制及び検査体制の充実・強化

関係機関との連携強化並びに職員の資質向上等により監視指導、検査体制の充実を図るとともに、事業者に対して適切な助言ができる指導者の人材育成に努めます。

#### 【現状と課題】

- 食品製造技術の高度化、食品流通の広域化に伴う新技術導入等、食中毒をはじめとする食品事故の原因が複雑化する傾向にあり、食品衛生監視員や家畜防疫員<sup>\*1</sup>等が指導及び収去等による試験検査<sup>\*2</sup>を行うにあたり、最新の科学的知見に基づいた高度な技術及び知識が求められています。
- 食品表示は、食品表示法の他に健康増進法、不当景品類及び不当表示防止法など複数の法律及び関係部局にまたがり規制されていることから、食品表示に関わる職員は、食品の適正な表示について事業者等への指導や助言等を専門的な立場からの確に行える知識の習得が求められています。

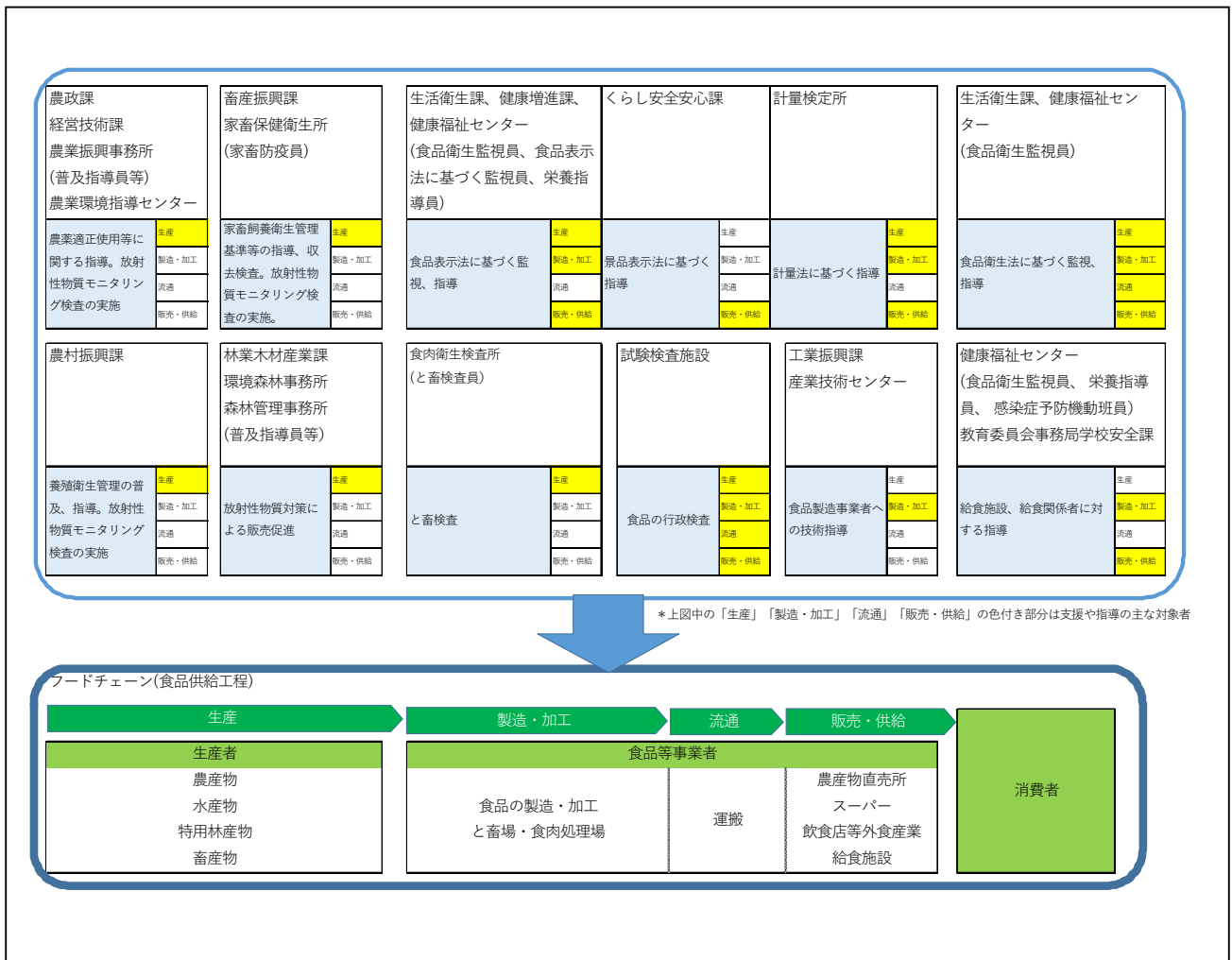
#### 【施策の展開（個別事業）】

- 25 監視指導体制の充実・強化（生活衛生課/農政課/健康増進課/林業木材産業課/くらし安全安心課）
- 監視指導計画に基づく食品の特性及び流通の広域性を勘案した効果的な監視及び検査の実施
  - 各健康福祉センターに寄せられた食品に対する苦情、相談に対し、関係機関と連携した立入調査の実施
  - 食品表示に関する機関の連携を強化し、食品表示の監視等を効果的かつ効率的に行うための会議等の開催
- 26 検査体制の充実・強化（農政課/畜産振興課/農村振興課/林業木材産業課/生活衛生課/工業振興課/産業技術センター/保健環境センター）
- 県産農畜水産物等の放射性物質モニタリング検査のための検査体制の確保
  - 食品等事業者からの放射性物質に係る測定依頼への対応
  - 県産農畜水産物の残留農薬検査や加工食品の規格基準検査などの食品の行政検査の迅速性及び精度向上を図ることによる検査結果の信頼性の確保
- 27 食の安全に係る職員の資質向上（生活衛生課/畜産振興課）
- 家畜防疫員等に対する研修会等の開催
  - 食品衛生検査施設等の関係職員の専門研修への派遣
  - 食品衛生監視員等に対する HACCP などに関する最新の知識や技術の修得を目的とした研修会等の開催
  - 自ら所管する法令以外についても理解を深めるため、食品表示に関わる関係部局職員に対する事例検討会の開催
  - 各健康福祉センターで相談を受ける食品衛生監視員等の資質の向上

【目標値】

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の 考え方
ア. 残留農薬一斉分析* <sub>3</sub> における検査項目数の維持	270 項目以上	270 項目以上	国内及び海外で主に使用されている農薬の項目
イ. 食品表示関係者会議等での事例検討会の実施	—	年 1 回以上	食品表示関係職員の資質向上と監視体制の充実強化を目的として開催

◇食の安全に係る主な職員（資質向上研修対象）



用語の解説:35,36 ページ参照

\*1 家畜防疫員 \*2 収去等による試験検査 \*3 残留農薬一斉分析法

## 基本目標 2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

### (1) 体制の充実及び関係機関の連携強化（平常時の対応）

#### 【施策目標】 ③事業者が安全な食品を生産、製造するための技術開発と研究の推進

食の安全や環境に配慮した農産物等の生産技術や食品等事業者の食品の衛生管理、製造技術を向上させるための開発や研究を推進します。

#### 【現状と課題】

- 地球温暖化による病害虫の増加やプラスチック資材の環境負荷などに対応した栽培技術の開発が求められています。このため、総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の体系化や生分解性資材の利用による環境負荷低減技術を確立する必要があります。
- 原木しいたけ栽培については、放射性物質の影響を低減させる栽培技術を実証し、出荷制限解除を進めていますが、より安全な原木しいたけ等特用林産物を供給するため、一層の低減対策について引き続き検討する必要があります。
- より安全・安心な食品の製造・供給を目指す県内食品製造事業者からの衛生管理技術や製造技術の向上、品質の向上に関する技術相談や依頼試験などに応じています。また、研修会や講習会の開催を通して、衛生管理技術や新しい製造技術等の情報を提供しています。

#### 【施策の展開（個別事業）】

##### 28 安全で、環境と調和した農産物の生産に寄与する試験研究の推進（経営技術課）

- 耐病性品種や生物的・物理的防除資材\*<sub>1</sub>(1)(2)などを活用した総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の体系化への取組
- 被覆肥料\*<sub>2</sub>の代替技術開発や生分解性資材等の利用技術の確立

#### ◇総合的病害虫・雑草管理(IPM)の体系



##### 29 安全な特用林産物の生産に寄与する試験研究の推進（林業木材産業課）

- 原木しいたけ等特用林産物の放射性物質の影響を軽減する栽培方法などの検証

##### 30 食品等事業者への食品安全のための技術支援（工業振興課/産業技術センター）

- 食品製造事業者が抱える製品開発過程、生産工程等で生じる技術的諸問題の解決に向けた技術相談や各種依頼試験の実施
- 食品製造事業者に対する研修会・講習会の開催による食品の安全性の確保や品質の向上に関わる技術の普及啓発



## 基本目標 2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

### (2) 健康被害の未然防止や拡大防止

#### 【施策目標】 ① 健康危機管理体制の強化

食の安全に関わる緊急事態には、栃木県食品安全推進本部を中心として、迅速かつ的確に対応します。

#### 【現状と課題】

- 食品流通の広域化に伴い、食品に起因する事件、事故による被害が広域化、大規模化する傾向にあることから、緊急事態発生時には国及び他の自治体等との連携及び情報共有、原因の特定を行い、健康危害の拡大を防止するための迅速な対応が求められます。

#### 【施策の展開（個別事業）】

- 31 健康危機管理体制による緊急事態への迅速な対応（生活衛生課/農政課/他）
- 健康被害発生が予見された場合において、栃木県食品安全推進本部を中心とした情報収集並びに庁内関係部局、関係機関と連携して迅速かつ的確に対応
  - 県民から寄せられた「危害情報の申し出<sup>\*1</sup>」への対応
  - 食中毒の発生時「栃木県食中毒対策要綱<sup>\*2</sup>」及び「栃木県食中毒処理要領<sup>\*3</sup>」による対応
  - 厚生労働省及び他自治体を結ぶシステム活用<sup>\*4</sup>による広域的な食中毒事案等の情報共有、早期探知、迅速な原因究明と被害の拡大防止
  - 農薬等が基準を超過して残留した県産農畜水産物によって、消費者の健康被害が懸念される場合は、「農薬緊急事案対応マニュアル<sup>\*5</sup>」等による原因の究明、被害拡大の防止
  - 従来想定し得なかった健康被害が発生した場合や、原因が不明又は複合的な要因が推定され、多数の死傷者が発生している場合などには、「栃木県健康危機管理マニュアル<sup>\*6</sup>」による関係部局が連携して迅速かつ的確に対応
- 32 食品リコール制度の運用（生活衛生課）
- 不良食品による健康被害の拡大を防止するため、食品等事業者の自主回収を迅速に発信

用語の解説:36、37 ページ参照

\*1 危害情報の申し出(条例第 17 条に基づく制度)

\*2 栃木県食中毒対策要綱

\*3 栃木県食中毒処理要領

\*4 厚生労働省及び他自治体を結ぶシステム活用

\*5 農薬緊急事案対応マニュアル

\*6 栃木県健康危機管理マニュアル

## 基本目標3 消費者の食に対する信頼性の確保

### (1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有

#### 【施策目標】① 消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進

消費者、事業者に対して迅速な情報発信と分かりやすい情報提供を行うとともに、消費者の食の安全に関する知識習得を支援します。

#### 【現状と課題】

- 食品の流通が広域化、多様化し、生産から消費に至る過程が見えにくくなっていることに加え、食品の有効性や安全性などに関する様々な情報がインターネットやテレビ、雑誌等のマスメディアにより氾濫しています。消費者が自らの判断で安全な食品を正しく選択できるようにするために、行政が食品の安全性に関する情報を、科学的・客観的でわかりやすい形で提供することが求められています。
- 食品の安全性について信頼性確保につなげるためには、施策、行政の取組等を含めた正しい知識を県民が広く、そして分かりやすく知ることができるようにすることが必要です。
- 食中毒の予防や食品表示の見方、栄養成分表示の活用などの食品の安全性に関する基礎的な知識は、子どもの頃から習得し、日常生活において習慣化することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症における新しい生活様式の観点から、消費者との交流や講習会の開催方法を見直しつつ、多くの消費者との交流が図れるよう工夫する必要があります。
- 健康への関心が高い中、多種多様な「いわゆる健康食品」が販売されていますが、効能効果を表示するなど医薬品と誤認される事例が後を絶たないことから、消費者へのより一層の啓発が重要となっています。
- 県民の健康保護に資するため、食中毒の発生や食品の自主回収の状況等、迅速に情報発信に努めていますが、食品の事故が続発している状況にあります。
- 食の安全・安心・信頼性の確保のため、県民の意見を聞きながら、計画を策定するとともに、各種施策の実施結果について報告書\*1を毎年度、公表しています。

#### ◇生活衛生課が運営する SNS による情報発信



#### ◇食品安全教室（小学校での手洗い実験）



とちまる食の  
安全通信(Facebook)



とちまる食の  
安全通信(ツイッター)



## 【施策の展開（個別事業）】

### 33 消費者の学べる場の提供促進（消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施）（生活衛生課/健康増進課/農政課）

- 県政出前講座\*<sub>2</sub>の充実
- 県民や消費者団体等が開催する学習会への関係職員の派遣
- 関係団体等と連携、協力した消費者を対象とした食の安全に関するセミナー等の開催
- IT 技術を活用したオンラインによる講習会等の開催

### 34 地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援（生活衛生課/健康増進課）

- 食品の安全性に関する知識を伝えるキーパーソンの育成
- 食生活改善推進員\*<sub>3</sub>等、地域で食育を推進するボランティアへの食品安全情報の提供
- 小学生や中学生を対象とした学習の機会の設定
- 栄養士、調理師、製菓衛生師など、養成施設等の生徒、学生を対象とした学習の機会の設定
- 「県政出前講座」等への関係職員の派遣

### 35 食品安全に関する情報共有の推進（生活衛生課/農政課/健康増進課/薬務課）

- 食の安全に関する施策について、意思決定の過程、進捗を含めた結果の迅速な情報公開
- 食品による健康被害の発生、拡大の防止のため、食中毒をはじめとした食品衛生法違反に関する情報の提供
- 食品リコール制度（自主回収制度）の活用についての周知
- 県 HP や SNS 及び各種広報媒体を活用した迅速でわかりやすい食品安全情報の提供
- 市町、消費者団体\*<sub>4</sub>、食品関係団体等と連携した情報提供
- 食品表示の見方と効果的な活用方法の周知
- 「いわゆる健康食品」のリスク\*<sub>5</sub>等、使用に当たっての留意点についての消費者への啓発

### 36 消費者への行政検査情報発信の推進（生活衛生課/農政課/農村振興課/畜産振興課/林業木材産業課/他）

- 農産物等の放射性物質モニタリング検査の公表
- 流通食品に関する検査結果の公表

## 【目標値】

指標名	現状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の 考え方
ア. 食の安全に関する情報発信回数	—	50 回以上/年間	週 1 回以上の発信
イ. 県内小中学校を対象とした講習会の実施市町数	—	5 市町/年間	宇都宮市を除く 24 市町を 5 年で一巡する

用語の解説:37 ページ参照

\*1 報告書    \*2 県政出前講座    \*3 食生活改善推進員    \*4 消費者団体    \*5 リスク

## 基本目標 3 消費者の食に対する信頼性の確保

### (1) 消費者、事業者、行政間の情報共有

#### 【施策目標】 ② 消費者相談体制の充実・強化

消費者からの食品の表示や安全性、食と農に関する相談等に対して、分かりやすい情報提供、関係機関と連携した対応を実施します。

#### 【現状と課題】

- 県民から健康福祉センターに食品への異物混入などの食に関する危害情報の申し出が、毎年多数寄せられています。
- 消費者からの食の不安に関する相談に対して、行政から科学的知見に基づく正確でわかりやすい情報提供が求められています。
- 県民の食と農に対する関心と理解を促進するために、食と農に関する相談業務を継続していくことが有効です。

#### 【施策の展開（個別事業）】

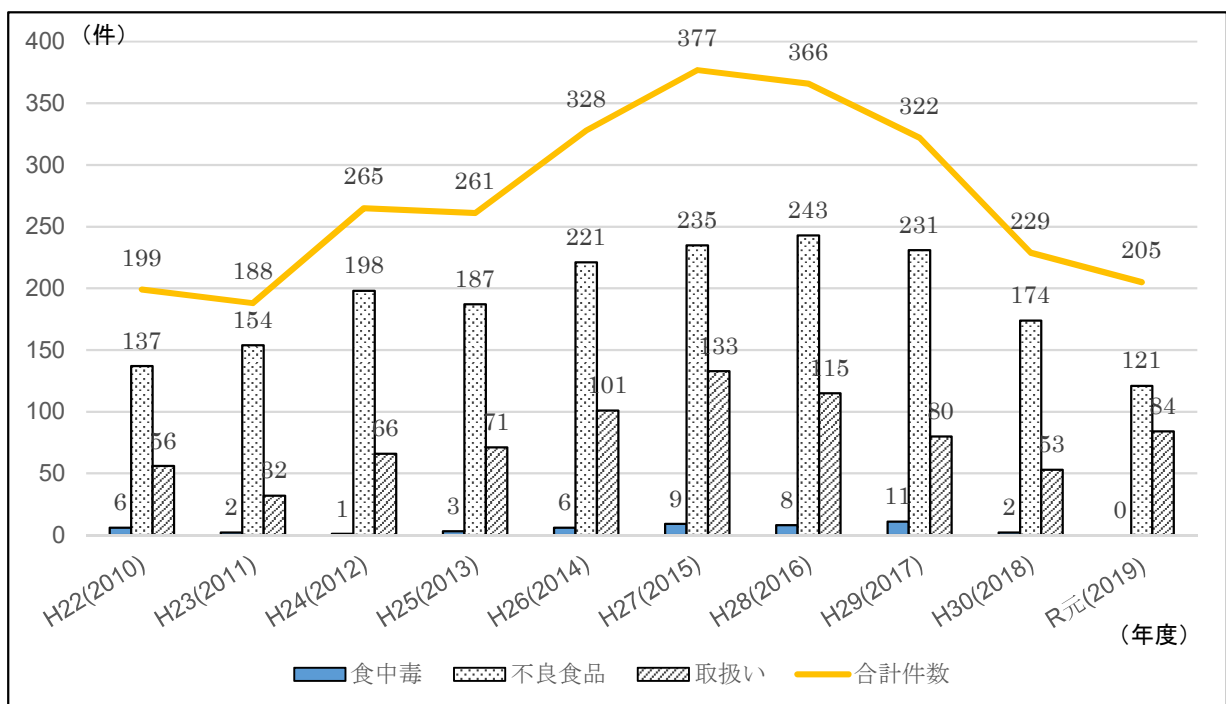
##### 37 食の安全・安心に関する相談体制の充実（農政課/生活衛生課/健康増進課/くらし安全安心課）

- 消費者の食と農の理解を促進するため「食と農の相談室\*<sub>1</sub>」の設置と対応
- 県庁内関係課、各健康福祉センターでの食品表示相談窓口の設置と対応
- 各健康福祉センターでの食品に関する苦情の相談窓口、食品安全相談窓口の設置と対応
- 消費生活センターでの消費者からの食品に関する問い合わせや相談に対する解決方法の助言や情報提供

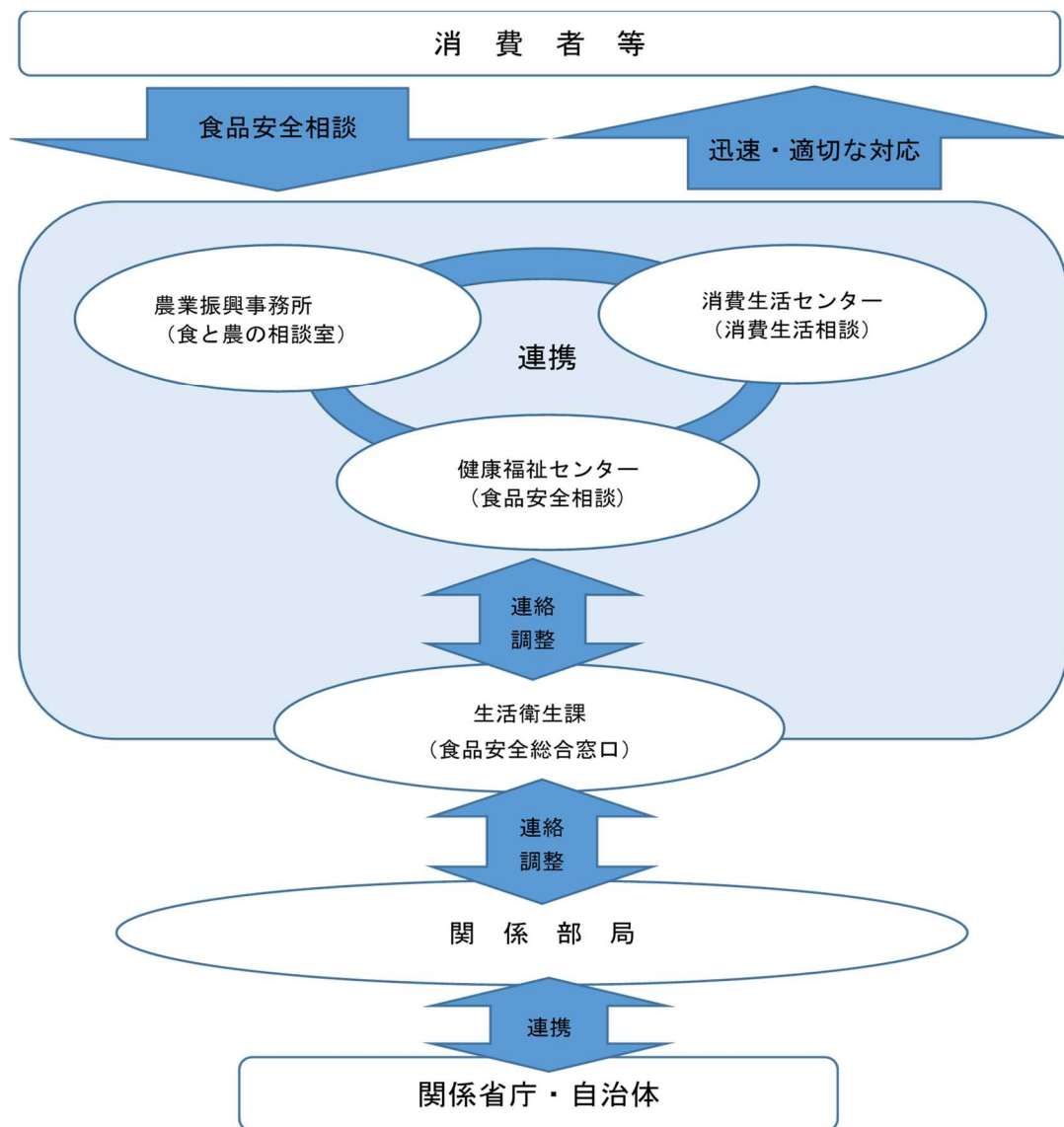
##### 38 食の安全・安心に関する相談体制の強化（生活衛生課）

- 食品表示に関する相談窓口の一元化による対応強化
- 相談事例の共有による相談体制の強化

#### ◇健康福祉センターへの危害情報の申出件数



◇栃木県の食品安全相談体制



用語の解説：37ページ参照

\*1 食と農の相談室



## 基本目標3 消費者の食に対する信頼性の確保

### (2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進

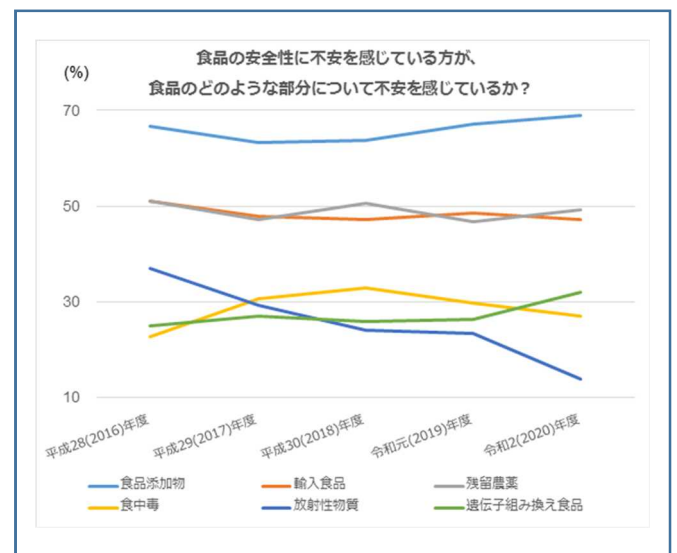
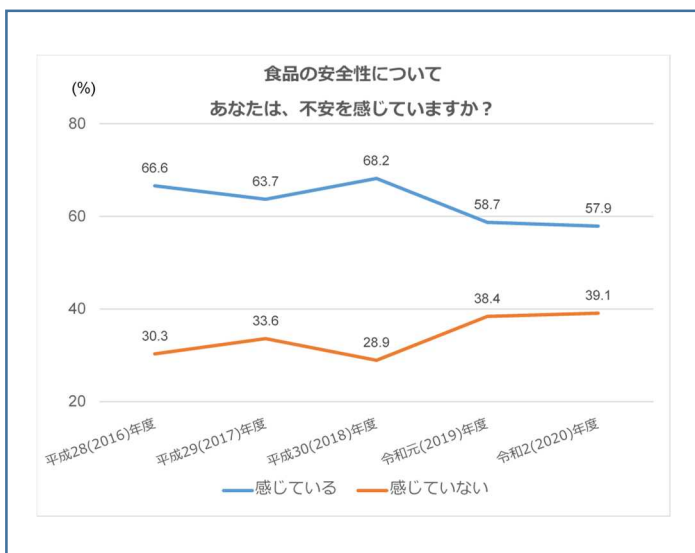
#### 【施策目標】① 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援

食品供給に関する信頼性の向上、フードチェーンにおける環境への負荷の軽減を図るため、消費者、事業者、行政間での意見交換会や交流により相互理解の促進を図ります。

#### 【現状と課題】

- 消費者は食の安全に対する不安を感じており、その主な原因は食品等事業者、行政との間での意思疎通が十分でないこと、飲食店等を原因とした食中毒が多発していること、食品への異物混入や原料の産地偽装事件などが考えられます。
- 食品保管、輸送技術の進歩などにより流通が広域化、多様化し、生産現場と食卓との距離が遠くなり、かつ流通経路が複雑化している等、消費者から食品の生産や製造等の実態が見えにくくなっていることも、食に対する不安を招く一因と考えられています。
- 消費者、事業者、行政間相互に情報を共有し、意見を交換するリスクコミュニケーション\*<sub>1</sub>の一層の推進が求められており、事業者と消費者の交流を促進し、より正確に、生産や製造等の実情を消費者に伝え、顔の見える関係性を構築することにより、信頼性を深める必要があります。
- 地産地消は、生産者と消費者の距離が近いことから顔の見える関係性を構築しやすいこと、また、環境への負荷軽減のためにも推進が望まれています。
- 持続可能な社会を実現するためにも、「もったいない」という意識の浸透を図り、行政を含め、生産、製造、販売、消費の各段階の様々な関係者が連携した食品ロス\*<sub>2</sub>の削減や食品廃棄物等\*<sub>3</sub>等の有効利用等、「食べものをムダ」にしないための取組の推進が求められています。

#### ◇食品の安全に関する意識調査（平成28(2016)～令和元(2019)年度 県政世論調査）



令和元(2019)年度県政世論調査結果では、食品の安全性への不安について、58%の方が「大いに感じている」「多少は感じている」と回答していることから、依然多くの県民が食品の安全性について何らかの不安を感じていると考えられます。

## 【施策の展開（個別事業）】

### 39 リスクコミュニケーションによる相互理解の促進（生活衛生課/農政課/健康増進課）

- 県民を対象とした講演会、小規模な意見交換会や学習会等の開催
- 事業者、消費者団体等と協働した意見交換会の実施と支援
- 食品製造工場等の製造工程の見学や食品加工の体験を含めた学習会等の開催
- 内閣府食品安全委員会等、他機関と連携、協力した取組の推進
- 栄養成分表示については、健康増進を目的とした活用方法の周知と食環境整備

### 40 食に関する体験機会の拡大（健康増進課/農政課/畜産振興課/林業木材産業課/生活衛生課）

- 農林業団体による林業体験教室や料理教室による県農畜産物への生産への理解促進
- 食品等事業者による職場体験や出前講座などの取組の支援

### 41 地産地消の促進（農政課）

- 子どもたちと生産者との交流や直売所等を活用した地産地消の理解促進
- 食品供給に関する信頼性の向上、環境への負荷の軽減のため、学校給食をはじめ、農産物直売所、飲食店、施設給食、県内事業所の社員食堂等での地産地消の推進

### 42 食品ロスの削減促進（行政、事業者の取組）（廃棄物対策課/保健福祉課/生活衛生課/農村振興課）

- 市町と連携した食品等事業者へ食品ロスの実態等の周知、食品ロスの削減に資する普及啓発の実施
- 賞味期限や保存方法の適切な設定についての食品等事業者への啓発
- 外食事業者への啓発(少量メニューの提示などの食品ロス発生を抑制するための留意点等)
- 市町やフードバンク\*<sub>4</sub>活動団体と連携し、消費者や食品等事業者へのフードバンク等の活動への理解促進並びに未利用食品の有効活用の促進

### 43 食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組促進（農村振興課/生活衛生課）

- 食品廃棄物等のバイオマス利活用を軸とした地域循環型社会の形成を目指す「バイオマス産業都市構想」の策定等をとおした市町の取組支援
- 食品循環資源の再生利用等を促進するため、市町への食品等事業者や家庭から排出される食品循環資源の再生利用等に関する情報提供及び再生利用のための施設に関する助言
- 市町と連携した食品等事業者への食品リサイクル法に基づく責務等の周知及び適正な再生利用等の促進
- 食品リサイクル法に基づく「再生利用事業計画」の認定事例の紹介や「登録再生利用事業者」の周知による食品等事業者の食品循環資源の再生利用等への取組支援
- 食品等事業者の取組に対する消費者の理解や支援が進むような普及啓発の実施

---

用語の解説:38 ページ参照

\*1 リスクコミュニケーション    \*2 食品ロス    \*3 食品廃棄物等    \*4 フードバンク

## 基本目標 3 消費者の食に対する信頼性の確保

### (2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進

#### 【施策目標】 ② 環境に配慮した消費活動の推進

環境への負荷の低減に向け、食品を無駄にしない取組など、環境とも調和した消費者の取組を推進します。

#### 【現状と課題】

- 食品ロスは全国で年間約 600 万 t もの量が発生し、約半分は家庭から発生すると推計されています。
- 大量の食品が流通する中、食べ物に対する「もったいない」意識が希薄化し、食べ残しや未開封食品などの廃棄が食品ロスの一因と考えられます。
- 食べものをムダにしないよう、子どもの頃から食べ物を大切に作る心や食料生産、流通、消費に係わる人々の理解や感謝する心をはぐくむことが必要です。
- 消費者においても、事業者の再生利用等の取組に対する理解を深め、それらの取組により生産された農産物等の積極的な購入等を通して支援促進していくことが大切です。

#### 【施策の展開（個別事業）】

##### 44 食育による食に感謝する心の醸成への取組の促進（農政課/学校安全課/健康増進課）

- 「栃木県食育推進計画（第4期）\*<sub>1</sub>」に基づき、食育を県民運動として推進するための体制整備や積極的な普及啓発
- 子どもの頃から食べ物を大切に作る心や食料の生産等に関わる人々へ感謝する気持ちを育む食育の推進
- 食育に関する教職員向け指導資料や家庭向け啓発資料の作成による学校・家庭・地域が連携した食に関する指導の支援
- 家庭や学校、地域などにおける食料の生産、加工、流通など、多様な体験活動の取組促進

##### 45 消費者の行動変容等を通じた食品ロスの削減促進（廃棄物対策課/農村振興課/生活衛生課/保健福祉課）

- 食品ロスの現状や事業者の有効な削減取組の事例を通し食べものをムダにしない意識の醸成や行動の変容を促進
- 食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組についての理解促進
- 賞味期限や保存方法等の食品表示についての理解促進
- フードバンクやフードドライブ\*<sub>2</sub>の普及啓発により家庭における未利用食品の有効活用を促進



## まだ食べられる食品が捨てられている

日本では、年間約643万トンもの食品が、まだ食べられるにもかかわらず捨てられています。

### 日本の「食品ロス」※

※食品ロスとは、まだ食べることができる食品が捨てられてしまうこと



### まだ食べられるのに捨てられてしまう食品

- 過剰在庫となった食品
- 賞味期限間近の食品
- 外の箱がつぶれたり、へこんだりした食品
- 新商品の販売や規格変更に合わせて店頭から撤去された商品 など

## フードバンクのイメージ



## 資料

- 用語の解説
- SDG s の達成に向けた取組
- とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例
- とちぎ食の安全・推進会議規則
- とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(4期計画)策定過程
- とちぎ食の安全・安心推進会議委員名簿
- 食に関する相談窓口一覧

**【施策目標】1－(1) ① 安全で、環境に調和した農産物の生産の推進**

- \* 1 GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。GAPを実践することにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や食品製造事業者等の信頼の確保が期待されます。
- \* 2(1) 米トレーサビリティ法(米穀類の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)

米穀等に関して、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀等を取り扱う業者に対し、取引等に係る記録の作成・保存(トレーサビリティ)及び産地情報の伝達を義務付ける目的で、平成 21(2009)年 4 月 17 日に成立しました。
- \* 2(2) トレーサビリティ  
トレース (Trace : 足跡を追う) とアビリティ (Ability : できること) を合わせた言葉で「追跡可能性」を意味します。食品がいつ、どこで、どのように生産・加工・流通されたかについての情報を蓄積し、消費者がそれらの情報を確認できるようにすることをいいます。
- \* 3 放射性物質  
放射線を出す能力をもった物質のことです。自然界に存在するものであり、土壌や植物から検出されることがあります。
- \* 4 栃木県 GAP 規範  
「安全な農産物の生産」、「環境の保全」、「作業者の安全確保」など、GAP の実践のために必要となる具体的な取組項目とその根拠となる関連法令や通達等をまとめたものです。
- \* 5 農薬管理指導士  
農薬販売者、農薬使用者及び営農指導員などに対して、農薬取締法などの関係法令や農薬に関する専門的な研修を実施し、認定試験に合格した者を、農薬の安全かつ適正な使用及び環境への負荷の軽減を図る指導的な役割を担う「農薬管理指導士」として認定しています。
- \* 6 総合的病害虫・雑草管理 (IPM : Integrated Pest Management)  
抵抗性品種の導入等により病害虫の発生しにくい環境を整備するとともに、発生予察情報の活用等により病害虫等の発生状況を把握し、各種の防除手段を組み合わせることで適切かつ効果的・効率的な防除を実施することを通じ、病害や虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを維持させるための総合的な病害虫等の管理方法です。
- \* 7 有機農業  
化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業です。

## 【施策目標】 1-(1)② 安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進

### \* 1(1)(2) 飼養衛生管理、飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法において、家畜飼育管理の方法に関し、家畜(牛、豚、鶏など)の所有者が守るべき基準として定められています。具体的には、家畜の伝染病疾患の発生を予防するとともに、安全な畜産物を生産するには、畜舎の清掃や消毒の励行等日常衛生管理を徹底し、家畜伝染性疾患の病原体の汚染を減らすことが重要なことから、そのために必要な飼養管理上の留意事項について、家畜の種類ごと 20 数項目が規定されています。

### \* 2 牛個体識別制度

牛は、生まれてから死亡・とさつまでの移動履歴等情報を 1 頭毎に付された番号(個体識別番号)により、一元的に管理されています。とさつ・解体処理された後の牛肉についても、消費に至る流通の段階で個体識別番号等の表示を義務づけることにより、牛肉の個体情報を確認出来る仕組みを構築することを目的として、牛トレーサビリティ法(牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法)が平成 15(2003)年 6 月 11 日に成立し、現在もこの制度により、牛の個体情報の管理がされています。

### \* 3 薬剤耐性菌

薬剤(抗菌性物質)に対し抵抗力を持ち、薬剤が効きにくくなっている菌のことです。薬剤耐性菌の出現の原因としては、薬剤の連用や過剰な使用が考えられています。薬剤耐性菌の発現を防止するには、薬剤を適正に使用しなければなりません。

### \* 4 動物用医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品のうち、家畜(牛、豚、鶏等)や養殖魚に使用されるもので、抗菌性物質や一般薬などがあります。同法により、医薬品ごとに使用対象動物、用法・用量及び使用禁止期間等が定められています。

### \* 5 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン

農林水産省が、農産物の安全性の確保のため、生産段階における HACCP 方式の確率を目指し、採卵鶏・ブロイラー・豚・肉用牛・乳用牛の 5 畜種ごとに定めた衛生管理のガイドラインです。本ガイドラインは、生産現場でも応用できるよう、特別な設備・装置や特殊な技術を必要としないで、日常の飼養管理の中で実施できる方法になっています。

### \* 6 監視伝染病

家畜伝染病予防法で規定される家畜伝染病(28 疾患)と届出伝染病(71 疾患)の総称で、疾病ごとに対象家畜(牛、馬、豚、めん羊、鶏、蜂蜜等)が規定されています。これらの疾病に罹っている家畜(疑いを含む)を発見した者(原則、獣医師)は、家畜保健衛生所に届け出なければなりません。

## 【施策目標】 1-(1)③ 安全で、環境に調和した水産物の生産の推進

### \* 1 水産用医薬品

動物用医薬品のうち、水産動物の病気の診断、治療、予防に使用されるものです。

### \* 2 養殖衛生管理

安全な水産物を提供するために、生産段階において、病気の発生やまん延防止、養魚用飼料や水産用医薬品の適正な使用に関して、必要な措置を講ずることです。

### \* 3 魚病

魚が感染し発症する病気のことです。主にウイルス、細菌、真菌、寄生虫による病気があります。代表的なものに、マゴイとニシキゴイに発生するコイヘルペスウイルス病があります。

\* 4 薬剤感受性

ある微生物に対してある薬剤が有効な場合、微生物はその薬剤に対して感受性があるといえます。特定の薬剤が効くか効かないかを感受性試験（検査する薬剤を加えた検査紙を用いて、特定の微生物が生育可能かを調べる試験）で判断します。

**【施策目標】1-(1)④ 安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進**

\* 1 特用林産物

特用林産物とは、森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称です。きのこ、木の実、山菜、わさび、うるし、木炭、竹材などの森の恵みを「特用林産物」と呼びます。

\* 2 栃木県きのこ生産工程管理基準（きのこ GAP）

より安全・安心なきのこを生産するため、放射性物質の影響を回避・低減する対策について、各栽培工程に係る取組ポイントを示すとともに、共通事項として環境保全、労働安全、農業生産工程管理全般についてチェックする項目を示す基準です。

**【施策目標】1-(2)① 食品関係事業者等による衛生管理の推進**

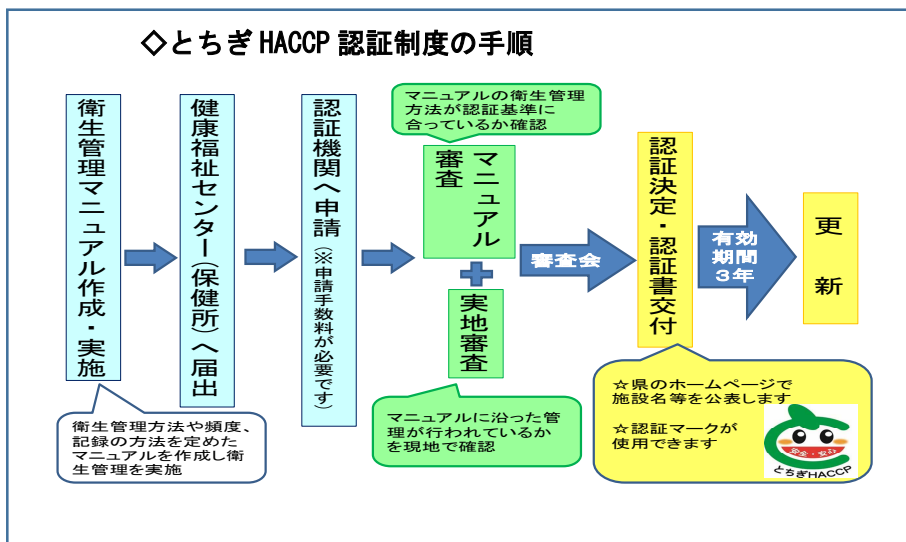
\* 1(1) HACCP（ハサップ）

原料の入荷から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法です。食品衛生法の改正により令和元(2019)年6月から、すべての食品等事業者に対して HACCP に沿った衛生管理が義務化されました。

\* 1(2) 栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎ HACCP)

HACCP の手法を取り入れて、基本的な衛生管理を確実に実施、継続できる施設を認証する栃木県独自の制度（自治体認証）です。R3(2021)年2月末現在、167 施設が認証を受けており、認証を受けた施設や商品には、「とちぎ HACCP」の認証マークを貼付することができます。

とちぎ HACCP は、認証機関の審査を受けて取得するものと「特別認証」による取得があります。特別認証とは、知事がとちぎ HACCP と同等以上の衛生管理が担保されていると認めた第三者認証の仕組み（ISO22000 等）で認証を受けた事業者に対して認証を行うものです。



## \* 2(1) 食中毒

食品に起因する胃腸炎、神経障害等の中毒症の総称で、その原因物質によって微生物性食中毒、自然毒食中毒、化学物質による食中毒、その他のもの（寄生虫等）、原因不明なものに分類されています。

### ●ノロウイルス

ヒトの腸で増殖し、人から人への感染のほか、ノロウイルスに汚染された非加熱もしくは加熱が不十分な食品を食べることによって食中毒を発症します。冬季を中心に年間を通して発生し、我が国で発生している食中毒の中で患者数が最も多い食中毒です。ノロウイルスによる食中毒事例では、原因食品の判明していないものが多く、その中には食品取扱者を介して二次的に食品が汚染されることが多いのが特徴で、その他の原因としてはカキやハマグリなどの2枚貝によるものがあります。

## \* 2(2) 栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報

ノロウイルスを原因とする食中毒は、冬季に多発し大規模化する傾向があることから、11月1日から翌年3月31日までの期間を「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進月間」と定め、関係団体等に対して幅広く注意喚起し、また、食品等事業者への衛生指導の強化に努めています。

さらに、その期間内で、定点医療機関当たりの感染性胃腸炎の報告数が増加し、ノロウイルス食中毒の発生の危険性が高まった時点で「ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信し、更なる注意喚起を行います。

## \* 3(1) アレルゲン

### アレルゲンを含む食品

食物アレルギーの原因となる物質を含む食品のことをいいます。近年、この食物アレルギーによる健康被害が多くみられるため、平成14年4月から、アレルゲンを含む食品の表示が義務付けられました。

現在は、特定原材料として「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」の7品目が表示を義務付けられ、特定原材料に準ずるものとして「あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンド」の21品目についても表示が推奨されています。

## \* 3(2) 食物アレルギー

食物アレルギーは乳幼児期から学童期にかけて多く見られます。アレルゲンを含む食品を食べることと、じんましんなどの症状が起きます。中には、アナフィラキシーショックのような重篤な症状を起こす恐れがあります。

### ●給食施設における食物アレルギー対応

児童福祉施設では「保育所におけるアレルギー食対応ガイドライン（厚生労働省）」、学校等\*では「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（文部科学省監修）」に基づき実施されます。

（\*学校等とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、大学等を示します。）

## \* 4 食品衛生責任者

「食品衛生法施行規則」で営業施設に設置することが義務付けられている者で、調理師等の有資格者のほか講習会の課程を修了したものの中から任命され、施設及び食品取扱等に関する衛生管理、従業員の教育訓練等を行います。原則として、1施設1名の設置が義務付けられています。

\* 5 6次産業化

農業者が農産物の生産（1次産業）だけでなく、自らが生産した農産物を用いて、商品の製造・加工（2次産業）や、販売（3次産業）に取り組むことにより、農産物の付加価値を向上させて、収益力を高めることです。

\* 6 農商工連携

地域の基幹産業である農林水産業者と商業工業事業者等が連携し、相乗効果を発揮して新たな事業を展開することにより、地域経済を活性化させていくことです。

\* 7 給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のことをいいます。

健康増進法第20条第1項に規定される施設で、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」、それ以外を「その他の給食施設」といいます。

そのうち、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設を大量調理施設といいます。

大量調理施設は、集団給食施設等における食中毒を予防するためにHACCPの概念に基づく「大量調理施設衛生管理マニュアル」が適用されます。（ただし、上記以外の食数を提供する中小規模調理施設についても、本衛生管理マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底が示されています。）

\* 8 食品衛生指導員

食品等事業者で構成する（公社）栃木県食品衛生協会の会員で、養成教育の課程を修了した者を、協会長が委嘱するもので、自主活動として食中毒、食品事故等の未然防止、衛生水準の向上を図るため、健康福祉センターや保健所と連携して営業施設に対する巡回指導、啓発活動や新規開業者に対する事前指導や相談業務を行います。

\* 9 食品衛生推進員

食品衛生法に基づき、食品衛生の向上に関する自主的活動に協力的で、社会的信用があり、かつ、地域の食品衛生活動に積極的に取り組んでいる者の中から知事が委嘱するもので、地域における衛生管理水準の向上のために、営業施設などの衛生管理方法や食品衛生に関する事項についての相談、指導、助言を行います。

\* 10 大量調理施設衛生管理マニュアル

集団給食施設等における食中毒を予防するために、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項等を示したマニュアルです。

\* 11 学校給食衛生管理基準

学校給食法の趣旨を踏まえた学校給食を実施する教育委員会等(学校の設置者)の責務や学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程等における衛生管理、その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準が規定されているものです。学校給食の衛生管理は、HACCPの考え方に基づいて実施されています。

\* 12 栄養教諭

栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員で、児童生徒の栄養に関する指導及び管理をつかさどります。



\* 13 フードバレーとちぎ推進協議会

平成 22(2010)年 11 月、県内の農林漁業者や食品製造業をはじめとする食品関連企業、産業支援機関など“食”に関する幅広い主体が集結し、活発に交流・連携する場として設立した協議会です。(令和 2(2020)年 4 月 1 日現在 962 企業・団体が加入)

\* 14 点検 5 項目

HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の取組具合を点検するための項目 (①手引書の有無、②手引書と衛生管理の実態との比較、③一般衛生管理ポイントの設定、④重要管理ポイントの設定、⑤記録の有無)

【施策目標】 1-(2)② 食品関連事業者等に対する監視指導の充実

\* 1(1) 腸管出血性大腸菌 O157

ヒトの腸管や腎臓等に対する細胞毒性を有するベロ毒素を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症候群 (HUS) を起こす病原性大腸菌のひとつ。大腸菌は、菌の表面にある O 抗原と H 抗原により細かく分類されており「O157」は O 抗原として 157 番目に発見されたものを持つという意味です。

\* 1(2) カンピロバクター

家畜、家禽類の腸管内に生息している細菌です。生の鶏肉や牛肉が感染源となることが多く、食品や飲料水を介して感染することもあります。乾燥に弱く、また通常の加熱調理で死滅しますが、他の食中毒菌に比べて少ない菌量で発症します。主な症状は下痢、腹痛、発熱などです。

\* 2 と畜場及び食鳥処理場

と畜場とは、食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし又は解体するために設置された施設をいいます。また、食鳥処理場とは、鶏、あひる、七面鳥などのとさつ、解体を行うために設けられた施設をいいます。

\* 3 食品表示法

食品衛生法、JAS 法 (旧：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律) 及び健康増進法の 3 つの法律の食品の表示に係る規定を一元化した「食品表示法」が平成 25(2013)年 6 月 28 日に公布 (平成 27(2015)年 4 月 1 日施行) され、事業者にも消費者にも分かりやすい表示を目指した具体的な表示ルールである「食品表示基準」が策定されました。

\* 4 栃木県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、県が行う年間の食品衛生監視指導の内容を定めるものです。

本県における食品営業施設等への年間立入予定回数は、HACCP に沿った衛生管理方法、業種ごとの危険度、過去の行政処分、指導状況、製造販売される食品の広域流通性、営業の特殊性を勘案して、監視指導の重要度により 5 段階に分類しています。

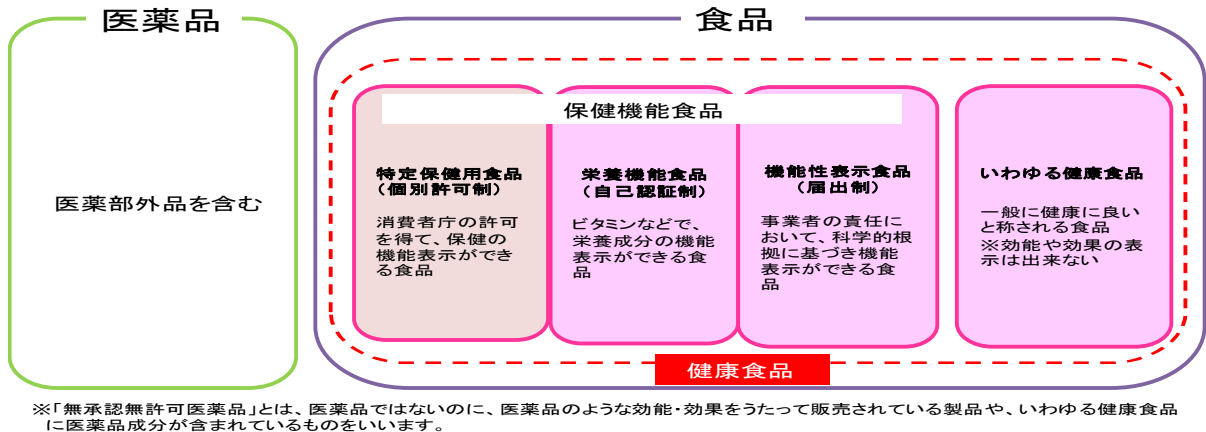
\* 5 栃木県食品表示適正化強化月間

食品等事業者への適正な食品表示の指導のため、強化期間を定めて「食品表示法」所管行政機関等が連携し合同で立入検査を行っています。現在は、8 月と 12 月を強化月間と定め、県、農林水産省、宇都宮市が合同で監視を実施しています。



\* 6 いわゆる健康食品

「健康食品」と呼ばれるものについては、法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売、利用されるもの全般を指しているものです。「いわゆる健康食品」とは、「健康食品」から、国が基準を定めている特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品を除いたものになります。



【施策目標】 2-(1)① 食品安全行政の総合対策推進(放射性物質対策を含む)

\* 1 栃木県食品安全推進本部

栃木県における食品の安全確保に関する総合的な施策を推進するため、知事が本部長となり、平成 16(2004)年 5 月に設置されました。本部の下に幹事会を置き情報の収集分析を行い、さらに必要に応じて検討会委員が幹事会に諮る事項を調査、検討します。(事務局：保健福祉部生活衛生課)

\* 2 とちぎ食の安全・安心推進会議

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき設置された県の附属機関で、平成 19(2007)年 2 月に第 1 回会議が開催されました。基本計画を定める場合等食品の安全性に関する事項を審議しています。

\* 3 施策提案制度

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例に基づき、県民が、県に対して食品の安全性を確保する目的で制度の新設や運用の改善等の施策を提案することができる制度です。施策を提案する場合は、施策提案書を提出することが必要です。

\* 4 広域連携協議会

改正食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が、食品衛生に監視指導の実施に当たっての連携協力体制を整備し、広域的な食中毒事案等の発生又はその拡大及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するため、地方厚生局の管轄区域毎に設けた、国、都道府県その他保健所設置市等により構成された協議会です。

【施策目標】 2-(1)② 監視指導体制及び検査体制の充実・強化

\* 1 家畜防疫員

家畜伝染病予防法に基づき、知事が任命する県職員(獣医師)で、法律に基づく検査や家畜農家に対する家畜飼養衛生管理基準の指導など、さまざまな事務に従事しています。

\* 2 収去等による試験検査

家畜防疫員や食品衛生監視員が工場や販売店に立ち入り、試験検査用として食品・飼料等を法律に基づき無償で持ち帰り、検査をすることをいいます。

\* 3 残留農薬一斉分析法

農作物の栽培又は保存時に使用され、食品中に残留した農薬を残留農薬といい、ポジティブリスト制度により数多くの農薬成分の分析が必要になりました。そのため高度な分析機器を用い農薬成分を一度にできるだけ多く分析し解析する方法をいいます。

●ポジティブリスト制度

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について「一律基準」(0.01ppm)で規制し、残留等を認めるものについてリスト化することをいいます。これにより、農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則として禁止されます。

【施策目標】 2-(1)③安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進

\* 1(1) 生物的防除資材

害虫を食べる昆虫(天敵)や病原菌の生育を抑える微生物などの有益な生物を利用して病害虫による被害を防ぐ資材を「生物的防除資材」といいます。

\* 1(2) 物理的防除資材

防虫ネットや粘着板などのように、物理的に病害虫による被害を防ぐ資材を「物理的防除資材」といいます。

\* 2 被覆肥料

肥料粒の表面を被膜でコーティングすることにより、肥料成分の溶け出すスピードをコントロールすることができる肥料です。肥料成分の溶け出すスピードをコントロールすることにより、作物の生育に合わせて肥料を効かせることが可能になります。

【施策目標】 2-(2)① 健康危機管理体制の強化

\* 1 危害情報の申出(条例第 17 条に基づく制度)

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例に基づき、県民が人の健康に悪影響を及ぼす恐れがある食品に関する情報を入手した場合、県に対し適切な対応をするための申出をすることができる制度です。申出者は、住所、氏名を明らかにする必要があります

\* 2 栃木県食中毒対策要綱

大規模な食中毒発生時には、必要に応じ連絡会議、対策本部を設置し、関係機関との迅速な情報交換、十分な連絡調整を行い、原因究明、発生拡大防止、効果的な対策等円滑な処理を図ることなどを定めたものです。

\* 3 栃木県食中毒処理要領

食中毒やその疑いがある事案が発生した際には、迅速かつ的確な調査を行い、原因食品・原因物質・汚染源などの究明のための調査・事務処理等の具体的方法を定めたものです。

\* 4 厚生労働省及び他自治体を結ぶシステム活用…食中毒調査支援システム(NESFD)  
(NESFD : National Epidemiological Surveillance of Foodborne Disease)

食中毒事件の調査に係る対応を支援するため、関係機関である厚生労働省、地方厚生局、国立研究機構、地方自治体及び地方衛生研究所間で即時情報共有を行うためのシステムです。食中毒関連情報の集約・共有、Web 会議による緊急時対応支援、職員研修の機能があり、平成 22(2010)年 4 月から運用が開始されました。

- \* 5 農薬緊急事案対応マニュアル  
流通段階にある県産の農畜水産物において、関係法令で定める基準値を超える残留農薬の検出等により、その安全性が危惧される事案が発生した場合の関係機関等の対応について定めたものです。
- \* 6 栃木県健康危機管理マニュアル  
県民の生命の安全と健康の確保を脅かす事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、迅速かつ適切に健康危機管理対策が行われるよう、初動体制等を確立するための手順を定めたものです。

### 【施策目標】 3-(1)① 消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進

- \* 1 報告書  
「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画に基づく実績報告書」、「栃木食品衛生監視指導計画実施結果」を毎年公表しています。
- \* 2 県政出前講座(食の安全関連)  
県民からの要請により県担当職員が集会場等に出向いて、食品の安全性の確保に関する施策や国内外の食品に関する最新の話題等について説明し、食品に対する基本的な知識の理解を図ります。  
講座では、食中毒予防の知識や食品表示の見方、HACCP など食の安全や健康増進に関することをテーマとして設定しています。
- \* 3 食生活改善推進員  
「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域における健康づくり活動を実践及び推進すること目的に、市町などにおいて開催される「食生活改善推進員教育事業」の教育を受けて、健康づくりのためのボランティアとして他の組織の方々と強調しながら活動している方です。
- \* 4 消費者団体  
消費者の権利保護のため、消費者が自主的に組織した団体のことを指します。「とちぎ食の安全ネットワーク」の事務局である栃木県生活協同組合連合会も該当します。
- \* 5 リスク  
食品中にハザード(\*)が存在する結果として生じるヒトの健康への悪影響が起きる可能性と影響の程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）のことでです。

#### (\*)ハザード（危害要因）

食品安全分野においては、ヒトの健康に有害影響を及ぼすおそれのある食品中の物質又は食品の状態のことです。食中毒の原因となる微生物やプリオン等の生物的要因、自然毒や残留農薬等の科学的要因、放射線や異物等の物理的要因があります。

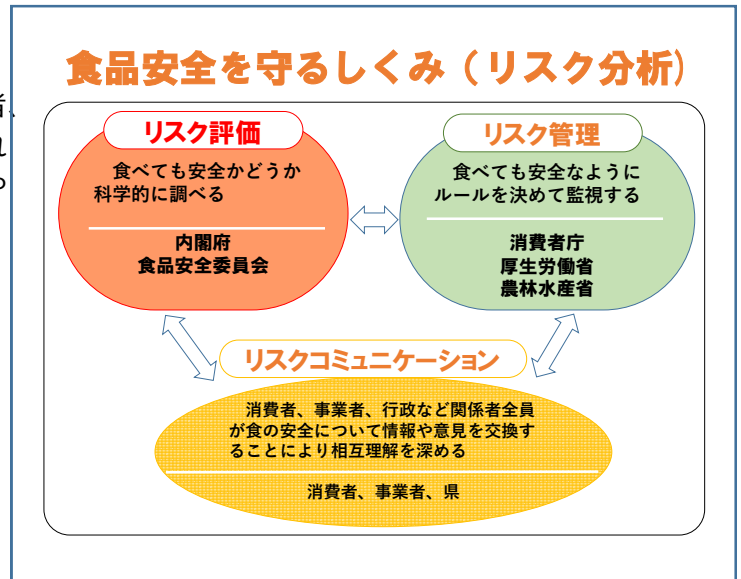
### 【施策目標】 3-(1)② 消費者相談体制の充実・強化

- \* 1 食と農の相談室  
県農政課及び各農業振興事務所に設置した、食と農に関する相談窓口です。

## 【施策目標】3-(2)① 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援

### \* 1 リスクコミュニケーション

リスク評価機関（科学者、専門家）、リスク管理機関（行政）、消費者、事業者、流通業者、小売り業者などの関係者がそれぞれの立場から、食の安全について情報や意見を交換することにより、相互理解を深めることです。



### \* 2 食品ロス

食べられるにもかかわらず、廃棄されている食べ物のことです。例えば、賞味期限切れで販売できなくなったものや生鮮食品、惣菜等の売れ残り、飲食店で客が食べ残した料理や提供できなかった仕込み済みの食材、家庭での食べ残しや調理しないままの食材などです。

### \* 3 食品廃棄物等

食品製品の段階で発生する副産物（米ぬか、ビール粕、果汁粕等）、食品加工調理段階で発生する料理屑や利用されなかった食材、食品流通段階で発生する余剰食品や期限切れ食品、食品消費段階で発生する食べ残しなどです。

### \* 4 フードバンク

食品製造業者や農家、家庭などから、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品の寄付を受け、食べ物に困っている方、福祉施設などに無償で提供する活動やその活動を行う団体のことです。

## 【施策目標】3-(2)② 環境に配慮した消費活動の推進

### \* 1 栃木県食育推進計画（第4期）

食育基本法第17条に基づき、「県民一人一人が、生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育む」を基本理念として策定した計画で、第4期計画は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を期間としています。

### \* 2 フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンクや福祉施設などに寄付する活動です。

## SDGs の達成に向けた取組

SDGs は、2015 年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」であり、我が国では 2016 年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ「SDGs 実施指針」を策定しました。

本県においても SDGs の「誰ひとり取り残さない」という理念を踏まえた計画の策定、実現が求められています。

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(4期計画)では、SDGs の理念を踏まえ、各種取組を実施して参ります。



### ○「SDGs」を達成するための具体的施策

施策の概要		ターゲット	
1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保	(1)生産段階での安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境と調和した農業の推進</li> <li>畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上</li> <li>養殖衛生管理の普及・指導の推進</li> <li>特用林産物の生産再開への支援</li> </ul>	2, 9, 12, 13, 15
	(2)製造・加工・流通・販売段階での安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>HACCP に沿った衛生管理の定着促進</li> <li>適正な食品表示の実施</li> <li>計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施</li> <li>いわゆる健康食品の監視指導強化</li> <li>食品リコール制度の周知徹底</li> </ul>	3, 12
2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化	(1)体制の充実及び関係機関の連携強化(平常時の対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な食品安全行政の推進</li> <li>監視指導体制の充実・強化</li> <li>安全で、環境と調和した農産物の生産に寄与する試験研究の推進</li> </ul>	10, 16, 17
	(2)健康被害の未然防止や拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康危機管理体制による緊急事態への迅速な対応</li> </ul>	
3 消費者の食に対する信頼性の確保	(1)消費者、事業者、行政間の情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の学べる場の提供促進</li> <li>食の安全・安心に関する相談体制の充実</li> </ul>	4, 10, 16, 17
	(2)消費者、事業者、行政間の相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消の促進</li> <li>食品ロスの削減促進</li> <li>食育による食に感謝する心の醸成への取組の促進</li> </ul>	2, 4, 8, 9, 12

## とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例

平成十八年六月二十三日

栃木県条例第三十九号

私たちの社会は、科学技術の貢献などによって、日常生活の利便性や快適性が向上するなど、総じてくらしの豊かさを実感できるものとなっている。

しかし、食品の安全性や信頼性を損なう事態の発生などを背景として、県民の食に対する関心が一層高まってきており、生命と健康の源である食の安全・安心を確保することは、私たちすべての強い願いである。

私たちが住む栃木県は、首都圏の一翼を担う地勢の優位性を持ち、全国有数の豊かな農業生産を展開し、本県はもとより首都圏の食料基地として大きく貢献するとともに、食に関する産業が地域経済において重要な役割を果たしている。

こうした特色を持つ本県において、食品の生産から消費、さらには、廃棄、再生利用に至るすべての関係者及び県民が、食の安全・安心・信頼性の確保に関して、それぞれの立場でその責務と役割を果たすことは、極めて大きな意義を持つものである。

ここに、県民の総意として、生命と健康の源である食と農に対する理解を深めながら、食の安全・安心・信頼性を確保することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

**第一条** この条例は、食と農に対する理解を基礎とした食の安全・安心・信頼性の確保(以下「食の安全・安心の確保」という。)に関して基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに県の施策に関する基本事項を定めることにより、食品の生産・加工・流通・消費・廃棄・再生(以下「食品の生産・消費・再生等」という。)の各般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食 食品、食文化、食習慣、食育等の総称をいう。
- 二 食と農 食品の生産を目的とした植物の栽培等又は家畜若しくは魚介類の飼養等に係る人の営み並びに食品の生産から消費に至る行程及びその結果生ずる食品循環資源(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。)等に係る一連の活動をいう。
- 三 食育 食に関する知識及び食品を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- 四 食品 全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。
- 五 事業者 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)若しくは添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第四項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行うものをいう。



(基本理念)

**第三条** 食品の安全・安心・信頼性の確保(以下「食品の安全・安心の確保」という。)は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に県及び事業者において必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食品の安全・安心の確保は、本県の食文化や食習慣を踏まえた食と農に対する理解を促進させる活動及び食育の積極的な推進によって、県、事業者及び県民がそれぞれの責務若しくは役割を果たし、又は相互の信頼の下に取り組むことにより、行われなければならない。

3 食品の安全・安心の確保は、科学的知見に基づき、県が国及び市町村と連携協力を緊密にして適切な施策を講ずることにより、行われなければならない。

4 食品の安全・安心の確保は、県及び事業者における積極的な情報の公開並びに県民との意見の交換、公表等による情報の共有化を推進して共通認識の形成を図ることにより、行われなければならない。

5 食品の安全・安心の確保は、食品の生産の方法及び流通の過程において、循環型社会の視点に配慮しながら行われなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、食の安全・安心の確保のため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、食品の生産から消費に至る行程の各般に応じて総合的かつ計画的な施策を講ずる責務を有する。

(事業者の責務)

**第五条** 事業者は、基本理念にのっとり、食品の安全・安心の確保に関して、第一義的責任を有することを認識して、その事業活動を行う責務を有する。

2 事業者は、消費者が食品の選択をするに際して重要である食品の表示を正確かつ適切な表示に努めることにより、県民の信頼を損なうことのないようにその事業活動を行う責務を有する。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、食品の安全・安心の確保を常に念頭におき、事業活動の改善及び向上に努めなければならない。

4 事業者は、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(県民の役割)

**第六条** 県民は、基本理念にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、県の行う施策若しくは事業の展開に参画し、意見を表明し、又は情報を提供することにより、積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、常に自らが、食品による危害の被害者又は加害者となり得ることを認識し、食品の生産・消費・再生等に関わるよう努めるものとする。

(環境への配慮)

**第七条** 県、事業者及び県民は、食品の安全・安心の確保に当たっては、食品の生産・消費・再生等において、社会環境の変化、化学物質の出現等による環境への負荷が増大されてきている現実を認識して、環境への負荷の軽減に努める等環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

(基本計画)

**第八条** 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、食の安全・安心の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食の安全・安心の確保に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、とちぎ食の安全・安心推進会議の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(生産及び供給体制の確立)

**第九条** 県は、事業者の安全で安心できる食品を生産し、及び供給するための体制の確立に関する必要な施策を実施するものとする。

(監視、指導及び検査の強化)

**第十条** 県は、食品の安全性、食品の表示の適正化等について、一貫した監視、指導及び検査に関する必要な施策を実施するものとする。

(情報の共有及び相互理解の促進)

**第十一条** 県は、食品の安全・安心の確保に関し、情報の収集、分析及び公開に努めるとともに、関係者間の情報の共有及び県民と事業者との相互理解の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

(体制の整備及び連携の強化)

**第十二条** 県は、食品の安全性を確保するための試験研究体制の整備並びに食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害の発生の未然防止及び当該被害の拡大を防止するための緊急の対処に係る体制の整備に関する必要な施策を実施するものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保に関し、適切な施策を実施するため、国、他の都道府県、市町村等との密接な連携に努めなければならない。

(県民参加)

**第十三条** 県は、食の安全・安心の確保に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民参加の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保に関し、広く県民の意見を求めるための必要な措置を講じて施策に反映するよう努めるものとする。

(人材の育成)

**第十四条** 県は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材の育成に努めなければならない。

(自主基準の設定及び公開)

**第十五条** 事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、自らが提供する食品の安全性及び信頼性に関する基準の設定並びにその公開及び遵守に努めなければならない。

2 県は、前項の規定により事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(食育等の推進)

**第十六条** 県は、食育の普及啓発を推進するため、家庭、学校及び地域における食に関する教育及び取組の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、地産地消(地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。)を推進するため、地域の食材の提供及び利用の促進、普及啓発、情報の発信その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(危害情報の申出)

**第十七条** 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した場合は、県に対して適切な対応をするよう申出をすることができるものとする。

2 県は、前項の申出があった場合において、当該申出に係る事実を確認するために必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

3 第一項の申出をしようとする者は、この条の制度を濫用してはならず、公益を図る目的でこれを利用する責任を負うものとする。

(議会への報告等)

**第十八条** 知事は、毎年度、食の安全・安心の確保に関して講じた施策を県議会に報告するとともに、県民に公表するものとする。

(施策の提案)

**第十九条** 次に掲げるものは、県に対し、食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る県の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう提案をすることができる。

一 県内に住所を有する者

二 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

2 前項の提案をしようとするものは、この条の制度を濫用してはならず、公益を図る目的でこれを利用する責任を負うものとする。

(とちぎ食の安全・安心推進会議)

**第二十条** この条例によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、とちぎ食の安全・安心推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議は、前項に規定するもののほか、食品の安全性の確保に関する重要事項を調査するとともに、県に建議することができる。

3 この条に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第二十一条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この条例施行の際現に策定されているとちぎ食品安全確保指針は、第八条第一項の基本計画とする。

附 則(平成二六年条例第五一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

## とちぎ食の安全・安心推進会議規則

栃木県規則第七十一号  
平成十八年九月二十九日

(趣旨)

**第一条** この規則は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例（平成十八年栃木県条例第三十九号）第二十条第三項の規定に基づき、とちぎ食の安全・安心推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 消費者
- 二 事業者
- 三 学識経験を有する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

(任期)

**第三条** 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平三〇規則一四・一部改正)

(会長及び副会長)

**第四条** 推進会議に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第五条** 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第六条** 推進会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

**第七条** この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

#### 附 則（平成三〇年規則第一四号）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に栃木県消費生活安定対策審議会、栃木県文化功労者選考委員会、栃木県大規模小売店舗立地審議会、とちぎ食の安全・安心推進会議規則及び栃木県救急搬送受入協議会の委員に任命され、又は委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

## とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（４期計画）策定経過

月 日	会 議 等	内 容
令和元(2019)年6月～7月	県政世論調査の実施	食の安全・安心に関する県民の意識を調査
令和2(2020)年1月30日	第26回とちぎ食の安全・安心推進会議	基本計画骨子案の意見聴取
令和2(2020)年7月16日	第27回とちぎ食の安全・安心推進会議	基本計画素案の意見聴取
令和2(2020)年12月22日 ～令和3(2021)年1月21日	パブリック・コメントの実施	基本計画案に対する県民の意見募集
令和3(2021)年1月27日	第28回とちぎ食の安全・安心推進会議(書面開催)	基本計画案の意見聴取
令和3(2021)年3月26日	栃木県食品安全推進本部会議	基本計画決定

### とちぎ食の安全・安心推進会議委員名簿

※任期：平成31(2019)年4月1日～令和4(2022)年3月31日（五十音順、敬称略）

No	氏 名	推薦団体・勤務先等
1	荒牧 欣子	公募
2	◎ 石井 晴夫	東洋大学大学院経営学研究科客員教授(東洋大学名誉教授)
3	今村 光代	公募
4	木村 由美子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会
5	齋藤 公則	公益社団法人栃木県食品衛生協会 会長
6	佐藤 敏子	公益社団法人栃木県栄養士会 会長
7	白石 資隆	栃木県議会議員
8	高橋 淳	株式会社下野新聞社 論説委員
9	竹内 明子	栃木県生活協同組合連合会 会長理事
10	手塚 敏子	栃木県女性農業士会 会長
11	○ 中村 好一	自治医科大学 教授(公衆衛生学)
12	永嶋 繁	栃木県農業士会 副会長
13	藤澤 勝	栃木県農業協同組合中央会 参事
14	堀口 逸子	東京理科大学薬学部薬学科 医療薬学教育研究支援センター教授
15	前田 勇	宇都宮大学農学部 教授(応用微生物学)
16	増淵 正二	一般社団法人栃木県食品産業協会 会長

(◎：会長、○：副会長)

# 食に関する相談窓口一覧

## ○食品の安全・安心に関する相談

所属	住所	電話番号	FAX
保健福祉部 生活衛生課	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3114	028-623-3116
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町 1664-1	0289-64-3028	0289-64-3059
県東健康福祉センター	真岡市荒町 116-1	0285-83-7220	0285-84-7438
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-22-4235	0285-21-0175
県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	0287-22-2364	0287-23-9433
安足健康福祉センター	足利市真砂町 1-1	0284-41-5897	0284-41-6907

## ○食品の表示に関する相談(食品表示相談窓口)

所属	住所	電話番号	FAX
保健福祉部 生活衛生課	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3114	028-623-3116
保健福祉部 健康増進課	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3094	028-623-3920
県西健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	鹿沼市今宮町 1664-1 生活衛生課 健康対策課	0289-64-3028 62-6225	0289-64-3059 ”
県東健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	真岡市荒町 116-1 生活衛生課 健康対策課	0285-83-7220 82-3323	0285-84-7438 83-7003
県南健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	小山市犬塚 3-1-1 生活衛生課 健康対策課	0285-22-4235 22-1509	0285-21-0175 22-8403
県北健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	大田原市住吉町 2-14-9 生活衛生課 健康対策課	0287-22-2364 22-2679	0287-23-9433 23-6980
安足健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	足利市真砂町 1-1 生活衛生課 健康対策課	0284-41-5897 41-5895	0284-41-6907 44-1088

## ○食料、農業、農村に関する相談(食と農の相談室)

所属	住所	電話番号	FAX
農政部 農政課	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-2288	028-623-2340
河内農業振興事務所	宇都宮市竹林町 1030-2	028-626-3076	028-626-3071
上都賀農業振興事務所	鹿沼市今宮町 1664-1	0289-62-5236	0289-65-7018
芳賀農業振興事務所	真岡市荒町 116-1	0285-82-4720	0285-83-6245
下都賀農業振興事務所	栃木市神田町 5-20	0282-23-3425	0282-23-3752
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町 20-22	0287-43-1252	0287-43-4072
那須農業振興事務所	大田原市本町 2-2828-4	0287-23-2151	0287-23-7994
安足農業振興事務所	佐野市堀米町 607	0283-23-1455	0283-23-5693

## ○消費生活に関する相談

所属	住所	電話番号
消費生活センター (県民生活部くらし安全安心課内)	宇都宮市塙田 1-1-20	028-625-2227



VERY   
GOOD  
LOCAL  

---

とちぎ

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(4期計画)  
(令和3(2021)年度～7(2025)年度)

令和3(2021)年3月発行  
編集発行／栃木県  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20  
保健福祉部生活衛生課 電話 028-623-3114